調査報告書
（公表版）

令和 4 年（2022 年）10 月 24 日

熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会

はじめに ……1
第１　本委員会の設置と活動経過 ……3
　１　本委員会設置の経緯 ……3
　２　本委員会の目的 ……3
　３　委員構成 ……4
　４　本委員会の活動 ……6
第２　A さんに関する事実関係……14
　１　A さんについて……14
　２　A さんの家族について……20
　３　在籍校の概要……21
第３　小学校に関する事実関係……24
　１　学校環境について……24
　２　小学 6 年生時の担任 F 教諭について……24
　３　管理職の対応について……34
　４　事後対応に対する評価……36
第４　中学校に関する事実関係……38
　１　中学 1 年生時の状況について……38
　２　本事案発生後の経緯……39
　３　事後対応に対する評価……51
第５　市教委に関する事実関係……59
　１　小学 6 年生時の担任への指導について……59
　２　本事案発生後の事実……59
　３　事後対応に対する評価……69
第６　本件自殺の心理的考察……75
　１　自殺の定義……75
　２　自殺関連行動の理解……75
　３　本件自殺の心理的考察……76
第７　総括……83
第８　再発防止のための提言……86

≪添付資料≫

1　熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会運営要綱
2　平成 31 年（2019 年）3 月 7 日に A さんが書いたノート（一部）
3　A さんが書いた中学校時代の生活ノート（一部）
4　A さんが書いた平成 31 年（2019 年）4 月 18 日の授業ノート（一部）
5　平成 31 年（2019 年）4 月 22 日、4 月 26 日及び令和元年 5 月 7 日に中学校で行われたアンケート（心とからだの健康観察）用紙

≪主要参考資料≫

末尾に掲記。

はじめに

平成 31 年（2019 年）4 月 18 日、当時熊本市立中学校 1 年生の男子生徒 A さんが、自ら命を絶つという悲しい出来事（以下「本事案」という。）が発生した。

本事案では、文部科学省が定めた「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（以下「背景調査の指針」と記載することがある。）に基づく基本調査が行われておらず、また「背景調査の指針」に則ったような、遺族に寄り添う情報提供などが行われていなかった。熊本市教育委員会（以下「市教委」という。）は、12 月に本事案に関する専門チームを発足させ、令和 2 年（2020 年）3 月 30 日に A さんの家族（以下「遺族」という。）に対して、「基本調査報告書」を手渡したが、遺族から、A さんが亡くなる前の出来事の記載がないとの指摘を受け、再度「基本調査報告書（令和2年8月24日修正）」を手渡した。基本調査報告書には、本事案について「背景調査の指針」に基づく詳細調査へ移行すると述べられており、A さんが亡くなった背景などの記載はなかった。

こうした経緯を踏まえ、遺族も詳細調査への移行を希望し、4 月 14 日に、熊本市附属機関設置条例に基づく第三者委員会の設置を要望した。6 月 24 日に同条例が改正されて市長の附属機関として子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会（以下「本委員会」という。）が設置され、9 月 10 日「熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の制定を経て、11 月 9 日に開催された第 1 回委員会において、熊本市長から本委員会に対し本事案の経緯の調査及び再発防止策の検討が諮問された。

本委員会は、熊本市長からの諮問に応えるため、遺族や市教委から提供された資料を精査するとともに、多くの関係者の協力を得て、小中学校における A さんの生活状況や学校環境など多方面の情報を収集し、事実関係の整理及び分析を行った。そして A さんに何があったのか、どのような過程を経て自殺に至ったのかを、可能な限り明らかにすることに努めた。

本報告書は、本委員会の調査の結果明らかになった事実及びその考察を報告するものであり、市教委及び小中学校関係者が本事案について再度考え直し、同種の事案が二度と発生しないようにするための再発防止に資することを目的としている。

また、遺族が事実と向き合い、A さんが亡くなった理由を知りたいという願いに応えるとともに、A さんの友人やその保護者をはじめ、A さんが亡くなった理由を知りたいという思いを抱えたまま今日まで至っている全ての方々の気持ちにも応えるものであることを願っている。

本報告書に記載した内容は、全ての学校で共有すべきものであると考える。本報告書が、学校、教育関係者をはじめ、広く子どもと関わる大人の目に触れ、A さんが遺したものを受け止め、教訓にしていただければ幸いである。

令和 4 年（2022 年）10 月 24 日

熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会
（50 音順）
大　貫　隆　志
河　崎　酵　二
清　田　晃　生　（委員長）
田　中　真　由　美　（委員長代理）
原　村　憲　司

第１　本委員会の設置と活動経過

１　本委員会設置の経緯

平成31年（2019年）4月、熊本市立中学校1年生の男子生徒が自殺で亡くなった。その後、市教委が調査を実施し、令和2年（2020年）3月に「基本調査報告書」を遺族に手交した。

遺族から、第三者委員会による中立公正な詳細調査の要望が出されたことから、熊本市附属機関設置条例を改正し、市長の附属機関として熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会が設置されることとなった。

本委員会設置までの主たる経緯は以下のとおり。

平成 31 年（2019 年）4 月 18 日	本事案が発生。
令和 2 年（2020 年）2 月 6 日	遺族が市教委に対し、詳細調査への早期移行を要望。
令和 2 年（2020 年）3 月 30 日	市教委が「基本調査報告書」を遺族へ手交。
令和 2 年（2020 年）4 月 14 日	遺族が市教委に対し、熊本市附属機関設置条例に基づく第三者委員会の設置を要望。
令和 2 年（2020 年）6 月 24 日	熊本市議会が令和 2 年第二回定例会で「熊本市附属機関設置条例の一部改正について」を議決。
令和 2 年（2020 年）8 月 25 日	市教委が「基本調査報告書（令和 2 年 8 月 24 日修正)」を遺族へ手交。
令和 2 年（2020 年）9 月 10 日	熊本市が熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会運営要綱を制定。
令和 2 年（2020 年）11 月 9 日	第 1 回熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会を開催。同日付けで熊本市長が各委員へ委嘱状を交付。

２　本委員会の目的

本委員会は、令和 2 年（2020 年）11 月 9 日、熊本市長から、本事案について、次の諮問事項につき中立公平な立場で独立した調査検討を行うよう諮問を受けた。本委員会は、この諮問に応え、本事案に関する経緯を調

査するとともに、再発防止策を検討することを目的としている。

（諮問事項）
1　子どもの死亡事案に関する経緯の調査、事実関係の確認及び死亡に至る過程や心理等の専門的な見地からの調査について
2　子どもの死亡事案の再発防止のため、今後行うべき施策の検討について
3　その他委員会の設置目的（※）を達成するために必要と認める事項について

※子どもの自殺について、当該事案の経緯を調査するとともに、再発防止策を検討する。

3　委員構成

(1)　委員の選任について

委員の選任に関しては、熊本市が、文部科学省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」及び運営要綱第３条に基づき、遺族の意向を十分に聴取した上で、調査の公平性・中立性を確保するため、以下の団体に対して調査検討に必要な専門的知識及び経験を有する者の推薦を依頼した。

＜推薦団体＞
- 熊本県弁護士会
- 一般社団法人　日本児童青年精神医学会
- 一般社団法人　ここから未来
- くまもと親と子と教職員の教育相談室

運営要綱第３条は以下のとおり。

（組織）
第３条　委員会は、委員７人以内で組織する。
2　委員は、前条の調査検討する事項に関し必要な知識経験を有するものであって、次に掲げる者のうちから、遺族の意向を十分に聴取した上で、市長が委嘱する。
(1) 弁護士
(2) 児童福祉又は教育に関し学識経験を有する者
(3) 医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者
(4) 心理に関し学識経験を有する者
(5) その他市長が必要と認める者
3　委員会に、特別の事項を調査検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4　委員及び臨時委員は、調査対象となる当該死亡事案の関係者と特別の利害関係を有しない者とする。

(2)　委員名簿

役職	委員氏名	所属	分野
委員長	清田　晃生	（一社）日本児童青年精神医学会	精神医学
委員長代理	田中　真由美	熊本県弁護士会	法律
委員	大貫　隆志	（一社）ここから未来	その他
委員	河崎　酵二	くまもと親と子と教職員の教育相談室	教育
委員	原村　憲司	熊本県弁護士会	法律

(3)　調査記録員

令和 3 年（2021 年）2 月 19 日、本事案に関する専門の事項を調査するため、運営要綱第 10 条に基づき、次の調査記録員 5 名が選任された。

役職	氏名	所属等
調査記録員	石井　啓太	弁護士（熊本県弁護士会）
調査記録員	大津　秀英	弁護士（熊本県弁護士会）
調査記録員	古閑　哲哉	弁護士（熊本県弁護士会）
調査記録員	後藤　浩一	弁護士（熊本県弁護士会）
調査記録員	立山　晴大	弁護士（熊本県弁護士会）

(4)　委員長の交代及び新委員の委嘱について

本委員会は、当初、推薦依頼団体からの推薦に基づき、(2)の委員名簿に記載された原村憲司委員を除く 4 名及び奥博司弁護士（熊本県弁護士会所属）の計 5 名で構成され、奥委員を委員長に選任した。ところが、令和 3 年（2021 年）8 月、奥委員長（当時、以下同じ。）が、遺族に対

し、本委員会への信頼を損なう言動を行っていたことが明らかとなった。奥委員長も自らの言動を事実と認め、退職願が提出されたため、令和 3 年（2021 年）9 月 7 日付けで奥委員長は委員の委嘱を解かれた。

令和 3 年（2021 年）9 月 17 日開催の第 22 回委員会において、清田晃生委員長代理（当時）を委員長に、田中真由美委員（当時）を委員長代理に選任した。

その後、熊本市が熊本県弁護士会へ後任委員の推薦を依頼し、原村憲司弁護士が推薦されたため、令和 3 年（2021 年）10 月 21 日付けで同弁護士が委員として委嘱された。

一連の出来事により、遺族に無用の精神的負担をかけることとなったことについて、令和 3 年（2021 年）9 月 28 日、委員会として遺族に謝罪した。委員会運営に関しても、調査スケジュールの変更等の影響が生じたが、新体制での迅速かつ十分な協議や調査により、最終的には混乱による影響を最小限にとどめ、支障なく調査検討を終えることができたと考えている。

4　本委員会の活動

(1)　委員会の開催状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、委員が集合しての現地開催が困難な時期が続いた。このため Web 開催を取り入れることにより、審議の遅れを回避するように努めた。結果として委員会の開催回数は延べ 53 回となった。

なお Web 開催は、熊本市の規定に則り情報漏洩に配慮して行った。

委員会開催 53 回（現地開催 32 回、Web 開催 21 回）

回	日　時		場　所	内　容
1	令和 2 年 (2020 年)	11 月 9 日 9 時 30 分～	熊本市役所 議会棟 2 階 教育市民委員会室	・　委員長選任及び委員長代理の指名 ・　事案に関する説明 ・　遺族の意見陳述 ・　意見交換 ・　その他
2	令和 2 年 (2020 年)	11 月 29 日 10 時～	熊本市役所 7 階会議室	・　今後の本委員会の運営について
3	令和 2 年 (2020 年)	12 月 7 日 9 時 30 分～	熊本市役所 7 階会議室	・　聴き取り調査の内容について ・　その他

4	令和2年 (2020年)	12月14日 19時～	Web会議	・ 聴き取り調査について ・ その他
5	令和3年 (2021年)	1月8日 19時～	Web会議	・ 聴き取り調査について ・ その他
6	令和3年 (2021年)	1月24日 15時30分～	Web会議	・ 専門家からの講話 ・ 聴き取り調査について ・ その他
7	令和3年 (2021年)	1月30日 13時～	Web会議	・ 専門家からの講話 ・ 聴き取り調査について ・ その他
8	令和3年 (2021年)	2月12日 19時～	Web会議	・ 聴き取り調査のスケジュールについて ・ その他
9	令和3年 (2021年)	2月23日 10時～	熊本市役所 駐輪場8階会議室	・ 教育長からの意見表明 ・ 子どもたちからの聴き取り調査について ・ その他
10	令和3年 (2021年)	3月8日 19時～	Web会議	・ 聴き取り調査について ・ その他
11	令和3年 (2021年)	3月28日 17時～	熊本市役所 7階会議室	・ 聴き取り調査について ・ その他
12	令和3年 (2021年)	4月12日 19時～	Web会議	・ 聴き取り調査について ・ その他
13	令和3年 (2021年)	4月25日 10時～	Web会議	・ 聴き取り調査について ・ その他
14	令和3年 (2021年)	5月14日 19時～	Web会議	・ 聴き取り調査について ・ その他
15	令和3年 (2021年)	5月31日 19時～	Web会議	・ 遺族の意見表明について ・ その他
16	令和3年 (2021年)	6月9日 19時～	Web会議	・ 今後の委員会の進め方について ・ その他
17	令和3年 (2021年)	6月20日 14時～	Web会議	・ 教職員等からの聴き取り調査について ・ その他
18	令和3年 (2021年)	7月11日 10時～	Web会議	・ 教職員等からの聴き取り調査について ・ その他
19	令和3年	7月21日	Web会議	・ 教職員等からの聴き取り調査につ

	(2021 年)	19 時～		いて ・ その他
20	令和 3 年 (2021 年)	8 月 11 日 19 時～	Web 会議	・ 教職員等からの聴き取り調査について ・ その他
21	令和 3 年 (2021 年)	9 月 8 日 19 時～	Web 会議	・ 今後の委員会について ・ 教職員等からの聴き取り調査について ・ その他
22	令和 3 年 (2021 年)	9 月 17 日 10 時～	Web 会議	・ 今後の委員会の運営について ・ 教職員等からの聴き取り調査について ・ 専門家からの講話について ・ その他
23	令和 3 年 (2021 年)	10 月 10 日 16 時～	熊本市役所 10 階会議室	・ 今後の聴き取り調査について ・ 専門家からの講話について ・ その他
24	令和 3 年 (2021 年)	10 月 25 日 9 時～	Web 会議	・ 今後の調査について ・ その他
25	令和 3 年 (2021 年)	11 月 13 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 今後の調査について ・ 専門家からの講話について ・ その他
26	令和 3 年 (2021 年)	11 月 28 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 今後の調査について ・ 専門家からの講話について ・ その他
27	令和 3 年 (2021 年)	12 月 12 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 今後の調査について ・ 専門家からの講話について ・ その他
28	令和 4 年 (2022 年)	1 月 16 日 14 時～	熊本市役所 10 階会議室	・ 今後の調査について ・ 専門家からの講話について ・ その他
29	令和 4 年 (2022 年)	1 月 31 日 10 時～	Web 会議	・ 専門家からの講話 ・ 今後の調査について ・ その他
30	令和 4 年 (2022 年)	2 月 23 日 10 時～	Web 会議	・ 今後の調査について ・ その他
31	令和 4 年 (2022 年)	3 月 6 日 9 時 30 分～	Web 会議	・ 今後の調査について ・ その他

32	令和 4 年 (2022 年)	3 月 27 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査経過について ・ 今後の調査について ・ その他
33	令和 4 年 (2022 年)	4 月 8 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査経過について ・ 今後の調査について ・ その他
34	令和 4 年 (2022 年)	4 月 18 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査のまとめについて ・ その他
35	令和 4 年 (2022 年)	5 月 15 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査経過について ・ 今後の調査について ・ 調査のまとめについて ・ その他
36	令和 4 年 (2022 年)	5 月 22 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査経過について ・ 今後の調査について ・ 調査のまとめについて ・ その他
37	令和 4 年 (2022 年)	6 月 13 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査経過について ・ 今後の調査について ・ 調査のまとめについて ・ その他
38	令和 4 年 (2022 年)	6 月 24 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 今後の調査について ・ 調査のまとめについて ・ その他
39	令和 4 年 (2022 年)	7 月 11 日 10 時～	熊本市役所 7 階会議室	・ 今後の調査について ・ 調査のまとめについて ・ その他
40	令和 4 年 (2022 年)	7 月 24 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査のまとめについて ・ その他
41	令和 4 年 (2022 年)	8 月 1 日 9 時 30 分～	熊本市役所 議会棟 2 階 議運理事会室	・ 調査のまとめについて ・ その他
42	令和 4 年 (2022 年)	8 月 21 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査のまとめについて ・ その他
43	令和 4 年 (2022 年)	8 月 29 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査のまとめについて ・ その他
44	令和 4 年 (2022 年)	9 月 4 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・ 調査のまとめについて ・ その他
45	令和 4 年	9 月 5 日	熊本市役所	・ 調査のまとめについて

	(2022 年)	9 時～	10 階会議室	・　その他
46	令和 4 年 (2022 年)	9 月 9 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・　調査のまとめについて ・　その他
47	令和 4 年 (2022 年)	9 月 25 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・　調査のまとめについて ・　その他
48	令和 4 年 (2022 年)	10 月 3 日 9 時～	熊本市役所 10 階会議室	・　調査のまとめについて ・　その他
49	令和 4 年 (2022 年)	10 月 14 日 9 時 30 分～	熊本市役所 11 階会議室	・　調査のまとめについて ・　その他
50	令和 4 年 (2022 年)	10 月 15 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・　調査のまとめについて ・　その他
51	令和 4 年 (2022 年)	10 月 16 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・　調査のまとめについて ・　その他
52	令和 4 年 (2022 年)	10 月 17 日 9 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・　調査のまとめについて ・　その他
53	令和 4 年 (2022 年)	10 月 23 日 16 時 30 分～	熊本市役所 10 階会議室	・　市長答申について ・　その他

(2)　聴き取り調査の実施状況

本委員会の目的を遂行するため、遺族、A さんの小学校及び中学校の生徒とその保護者、小学校及び中学校教職員、市教委職員の 72 名に対して聴き取り調査を行った。聴き取りは、Web を含め複数の委員で行った。

なお、生徒の心理的負担を考え、生徒が希望する場合には調査に臨床心理士・公認心理師が立ち会うことができるように配慮した。結果として[redacted]名の生徒が立ち会いを希望した。

聴き取り対象者の内訳は以下のとおり。

(対象者ごと)

	遺族	生徒	保護者	小学校 教職員	中学校 教職員	市教委 職員	合計
実人数	3	[redacted]	[redacted]	23	8	11	72
延べ 人数	7	[redacted]	[redacted]	28	9	11	83

(実施年月ごと)

年	月	聴き取り人数 (延べ)	対象者
令和3年 (2021年)	3月	23	生徒、保護者
	4月	1	遺族
	7月	4	遺族、生徒、保護者
	8月	7	生徒、小学校教職員
	9月	2	小学校教職員
	10月	10	生徒、小学校教職員
	11月	8	小学校教職員、中学校教職員
	12月	4	小学校教職員、中学校教職員
令和4年 (2022年)	1月	11	遺族、小学校教職員、中学校教職員、市教委職員
	2月	2	遺族、市教委職員
	3月	4	小学校教職員、中学校教職員
	5月	4	小学校教職員、市教委職員
	7月	1	市教委職員
	8月	2	遺族

(3) アンケート調査

小学校同級生の中で、聴き取り調査が未実施である生徒に対して、アンケート調査を行った。令和4年（2022年）3月1日付けで郵送により依頼し、[redacted]名から回答を得た。

(4) 専門家からの講話

本委員会の調査検討を円滑かつ適正に行うため、本委員会の果たすべき役割や専門的知識や知見について各委員が共通認識を持つことを目的に、以下のとおり専門家からの講話を聴講した。

なお専門家からの講話については、遺族からの要望にも応えるものであった。

ア 専門家　：　九州大学病院　子どものこころの診療部
山下　洋　特任准教授

実施日　：　令和3年（2021年）1月24日

方　法　：　Web 形式
演　題　：　児童思春期の自殺の実態と心理社会的背景
－学校・地域での予防の取り組みに向けて－
聴講者　：　委員

イ　専門家　：　渡部　吉泰　弁護士
実施日　：　令和 3 年（2021 年）1 月 30 日
方　法　：　Web 形式
演　題　：　学校事故・事件における第三者委員会のあり方を考える
聴講者　：　委員、遺族、熊本市教育長

ウ　専門家　：　福井大学子どものこころの発達研究センター
友田　明美　教授
実施日　：　令和 4 年（2022 年）1 月 31 日
方　法　：　Web 形式
演　題　：　マルトリートメントについて
聴講者　：　委員

(5)　現地調査

本事案の状況を正しく理解する目的で、以下のとおり複数の委員による実地調査を行った。

ア　A さんが通っていた小学校の現地調査を実施（1 回目）
調査日：令和 3 年（2021 年）3 月 29 日

イ　A さんが本事案当時住んでいたマンションの現地調査を実施
調査日：令和 4 年（2022 年）2 月 21 日

ウ　A さんが通っていた小学校の現地調査を実施（2 回目）
調査日：令和 4 年（2022 年）3 月 25 日

(6)　資料調査

本委員会設置までに作成または保管されていた各種資料を精査するとともに、調査過程で必要と考えられた資料を市教委や学校、聴き取り対象者等に提出を依頼し、それらを調査検討した。

第２　Ａさんに関する事実関係

１　Ａさんについて

(1)　出生から就学前まで

Ａさんは、平成 18 年（2006 年）4 月、里帰り出産のため熊本市にて二人きょうだいの第 2 子として出生した。出生後間もなく、居住地である関西地方へ戻っている。母親のＢさんは看護師として働いていた。

Ａさんは、1 歳から保育園へ通園した。4 月生まれということもあり、同学年他児より体格など成長は早かった。乳幼児健診でも指摘を受けたことはなく、乳幼児期の発達について特記すべき点はない。Ａさんは、とても元気で、歌ったり、踊ったり、いつもしゃべっているような子どもだった。公園で全身砂まみれになって遊んでいた。気の強いところもあり、友だちから何かされたら必ずやり返していた。しかし保育園での集団参加や仲間関係は良好で、楽しく行事に参加している写真が多数残されている。

同時に、歩き始めた頃に少しの段差でもお尻から降りるようなことや、ヨーグルトが服にちょっとついただけで着替えるというエピソードもあった。

実父母は、Ａさんが年中の時に離別している。実父はまじめで物静かな性格で、仕事熱心なため、平日はＡさんらが入眠してから帰宅し、起床する前に出勤することが多かった。しかし週末にはＡさんと買い物に行ったり、アニメを見たりするなどしていた。

Ａさんは、年長時の 1 月に母子 3 人で熊本市に転居した 。転居後しばらくは母親の実家に住んでいた。熊本市に転居した後も、長期休暇には姉のＣさんと 2 人で実父を訪ねて楽しく過ごしていた。

得られた情報からは、就学までのＡさんは、元気で活発、気の強い面が目立っていたが、同時に繊細な面も併せ有していたものと思われる。集団活動など仲間関係は良好だった。実父母の離別も経験したが、その後の経過から、Ａさんと実父との関係は良好であり、Ａさんの精神的・心理的成長に顕著な影響はなかったと推察される。

(2)　小学１年生から５年生まで

平成 25 年（2013 年)、熊本市立Ｄ小学校に入学した。入学後、母親

の実家から転居し、母子 3 人の生活となった。母親は新しい職場で多忙だった。

小学 3 年生頃までは、やんちゃなタイプで、友だちとケンカになることもあった。

小学 4 年生以後、いわゆる問題行動は見られなくなり、同級生も元気で明るい、よく話すという肯定的な印象を持つようになった。同級生からの聴き取りでは、クラスでリーダー的な存在である、友人が多く休み時間によく話している、授業中もよく発表する、率先して行動する、正義感が強いなどのエピソードを聴取した。通知表の学習欄や同級生及び教員の話から、勉強もよくできており学習面での問題もなかったと考えられる。

小学 4 年生の 2 月に、母親は E さんと再婚し、以後家族 4 人での生活となった。E さんは C さん及び A さんと養子縁組を行った。以下、E さんを養父、養父と母親のことを両親と記載する。子ども 2 人の希望で、姉は中学校卒業まで、A さんは小学校卒業まで、学校では旧姓を名乗ることとなった。

一方で家族は、A さんの神経質できれい好きな一面にも気づいていた。例えば、家族が箸をつけた食べ物を食べなかったり、自分だけの食器を使ったりしていた。また怖がりで、部屋に虫が出たといって大騒ぎしたこともあった。

以上から、小学校高学年になるにつれて、授業や日常生活において適応的な言動が増え、学校では元気で明るい男子として友人たちからも信頼されていった様子がうかがわれる。

(3) 小学 6 年生 1 学期及び 2 学期

A さんは、もともと学校から帰宅すると、ランドセルをリビングに置いたまま遊びに出かけるような子どもだった。しかし 6 年生になって間もなく、学校から帰宅するとすぐに寝るようになった。夕食中にも寝てしまうため、母親が何とか起こして食べさせるような状況だった。そのため、中途半端な時間に覚醒し、生活サイクルが乱れた時期もあった。年度初めからすぐに運動会の練習が始まっており、その疲労による可能性も考えられるが、5 年生までの運動会前には見られなかった行動だっ

た。

夏休み頃から、A さんに変調の兆しが見られ始めている。1 学期途中から徐々にトイレの時間が長くなり、秋以降、長いときは 2 時間に至るほど異常に長くなっていた。夏休みには、祖父が A さんの円形脱毛症に気づいている。秋頃からは、夜中に中途覚醒しなかなか眠れないことに両親が気づいている。A さんは、小さい頃からよく寝る子で、一度寝ると朝まで起きなかったことから、明らかな変化だといえる。

6 年生になってから、忘れ物をしないためにという理由で、ランドセルがパンパンになるほど多くの教科書やノートを持って行くようになった。5 年生まではそのような行動はなかった。また夜になって、分度器を買っていないことを思い出し、遠方まで車で買いに行ったこともあるなど、忘れ物や準備不足に対して過敏になっていた。

A さんの小学校では、4 月、9 月、1 月と年度内に 3 回の身体測定を行っていた。6 年生の 1 月時点での A さんの身長と体重は、それぞれ 156.8cm、48.7kg であり、9 月と比較して身長はプラス 1.6cm、体重はマイナス 0.3kg となっていた。この年齢で体重が増加しないこと、ましてや体重減少は通常では起こりえないことである。小学 6 年生の 9 月測定までは順調に身長・体重は伸びていることから、2 学期になり食欲が低下していた可能性が高い。

少数だが、A さんの親しい友人も変化に気づいていた。ある友人は、2 学期の後半に A さんが元気のない時期があり、学校が嫌だから自殺しようかなと言っているのを聞いていた。死ぬ方法についても話題になり、高い所から落ちる方が良いらしいということも話していたようである。ただその後は元気が戻ったようで、死についても話すことはなかった。また時期は不詳だが、別の友人らから、表情が硬い、イライラしていた、笑顔が減った、などの変化もあったということも聴取した。しかし、多くの同級生は前述のような、明るく元気な A さんというイメージを持ち続けており、おそらく変調の兆しは断片的に出現していたと思われる。

本委員会が得た情報を総合すると、6 年生になり徐々に体調に変化が現れ、2 学期になると睡眠や食欲、消化器系に不調が生じている。持続的ではないものの情緒的にも変化が見られている。自殺の話題は、時期の特定が難しいものの、内容の具体性を考えると、たとえ一時的な考え

であったとしても、その時点では深刻な精神状態に陥っていた可能性がある。

小学 6 年生で見られた変調の背景要因を考えてみると、A さんの家庭環境や仲間関係に大きな変化はなかった。一方で学校環境では、小学 6 年生時の担任は、姉が[redacted]部に所属していた時に、姉に対して不適切な言動をしていた F 教諭だった。小学 6 年生の 4 月、入学式の準備中に、友人の I さんが F 教諭から胸ぐらをつかまれる事案が発生した。I さんは 6 月に「[redacted]しね」と壁に落書きしているが、A さんはそれを近くで見ていた。複数の同級生が、I さんは F 教諭によく怒られる児童であったと述べているが、A さんは I さんの隣で一緒に怒られることもあった。I さんは 4 月の事案後、[redacted]複数の医療機関を受診していたが、安定して登校することが困難な状況が持続し、[redacted]している。

I さん以外にも、F 教諭から心理的ストレスを受けている者は多かった。F 教諭は、子どもの返事の声が小さいとき壁に向かって「はい」と 10 回言う練習をさせていて、苦痛に感じる子どももいた。またある子どもに悪い点があると判断すると、他の子どもにどこが悪いかを言わせるという指導も行っていた。聴き取り調査では、複数の生徒が、F 教諭は感情が表面に出やすく、怒ると怖いので、F 教諭の考えに沿うように発言していたと述べている。日常生活でも、F 教諭の顔色を A さんはうかがいながら、怒らせないように立ち回っていたと述べた子どもも複数存在した。F 教諭の感情的な面は複数の教職員も気づいていた。

A さんが F 教諭から直接暴言・暴力を受けたという明確な証左はないが、複数の子どもや教員が、F 教諭からよく叱られる子どもの 1 人だったと述べている。前述のとおり、A さんは友人の I さんと一緒に叱られてもいた。A さんが F 教諭の悪口や愚痴を言っているのを多くの同級生が聞いており、相当のストレスを感じていたことは確かだと思われる。

(4) 小学 6 年生 3 学期

3 学期になると、自宅では以前とは大きく異なる A さんの姿が見られている。

部屋を暗くしたまま、椅子に座りぼんやり空中を眺めているようにな

り、両親が声かけすると、はっとした表情で我に返る感じだった。入浴も 2 時間くらいかかるようになり、しかも浴槽にはつからずにずっとシャワーを浴びて座っているような状態だった。睡眠も不良で、朝なかなか起きられず、休日はずっと寝ていることが多くなった。

2 月、テストの結果を見て、全教科平均点以上だったにもかかわらず、A さんは泣きながら「こんなんじゃダメだ」と言っていた。それまで勉強のことを気にすることがなかったので、母親は驚いたという。

夕食時に、将来何になりたいか両親が聞くと、明確な返答ができず、仕事しないかもしれないと話していた。また中学校の制服を買う時もあまり嬉しそうでなく、両親は A さんが中学校を楽しみに感じていない印象を受けたようだ。友人の中にも、3 月頃には笑顔が少なく話しかけにくい印象を持っていた者がいた。

こうした中、3月7日の給食委員会の活動中、Aさんのノートに「死」「絶望」「呪」などと書かれているのを、給食委員会担当の H 教諭が見つけ、担任に対するものか尋ねると、A さんはそうだとは認めなかったが、他の児童に聞くとうなずいたという。H 教諭は A さんの様子が気になり、その内容を校長に報告した。一方で、校長は、H 教諭が A さんに「死」などとノートに書いた理由を尋ねたところ、軽いふざけた感じで「ストレス解消」と答えたと報告を受けた旨を述べている。管理職は、卒業まで教頭が見守ることとし、保護者に伝えなかった。A さんはパソコンクラブに所属していた小学5年生の時に、クラブで「死ね」「殺す」などと友人とともにパソコンに書いており、その理由を、暇だったから、面白かったからと述べていたことがあった。そのため、校長は今回のことをそれほど重大とは考えなかったようである。しかし、A さんは 6 年生の時もパソコンクラブで友人らと「死ね」「殺す」などとパソコンに入力し、その理由を、「今イライラしているから」「F 教諭のことを考えていて浮かんできた。」のように担当教員に述べており、5 年時の「死ね」などとは異なる心性であったと言える。

聴き取り調査において、F 教諭は卒業時に子どもたちからもらったという手紙を持参し、その中に A さんが「今まで、厳しくやさしい授業など、ありがとうございました。先生はときには、厳しくときには、やさしくしておもしろいなどいい所がたくさんあるので個人的には好きです。

（後略）」と書いてあり、A さんとの関係性は良好だったと述べている。しかし、卒業時に担任に自分の名前を書いて渡す手紙では、通常担任の良いことを書くものではないだろうか。日頃友人や他の教員に話している内容とこの手紙とでは、いずれが A さんの本心であるかは明らかであろう。なお、少数の児童は手紙に自分の写真を貼付していなかった。偶然かもしれないが、A さんはその一人だった。

(5) 卒業後から亡くなるまで

小学校卒業後、A さんは塾の春期講習に参加した。休みの日に中学受験をした友人から遊びに誘われたが、休みの時はゆっくり休みたいと遊びを断っていた。従前の A さんからは考えられないことだった。また春休みの間、起床時間が遅くなっており、疲労が蓄積していたと思われる。母親も、A さんの元気がなく、食欲がないことや睡眠が良くないことを心配し、A さんの友人の母親に相談している。

A さんは、中学校から新しい姓で通学した。入学後、友人と一緒に登校する約束をしていたが、起床できずに待ち合わせに間に合わないような場合もあった。登校時間ぎりぎりで、何とか遅刻しないで登校はしていたが、帰宅後に入眠することもあった。中学校では、元気な姿を見せることもあったが、受け身的で、暗いような印象を持つ同級生もいて、小学校時代の同級生の多くが、元気で明るいと感じていた様子とは異なる状態を示していた可能性が高い。悩みが増えた、笑顔が少なくなったと感じていた小学校からの友人もいた。A さんは、中学校入学前後に、自分も受験すれば良かったという発言をしていたようである。

中学校での部活動について、A さんは、中学校入学前には運動部に入ると言うこともあり、また中学校入学後は文化部に入ることも考えていたようだが、母親は運動部を勧めており、意見が合わなかった。部活動について迷っていたことは複数の友人からの聴き取りや資料から確かだと思われる。

A さんが亡くなった当日、A さんは友人に、家出をしてもう家には帰らないつもり、最後にゲームしたかった、14 階から落ちたら死ぬかな、という発言をしていた。また亡くなる直前には、夕食準備をしている母親に部活動のことについて話しかけていたが、母親は、A さんの生真面

目な点を考え、夕食後にきちんと話を聞くと返答した。その後、A さんは家を出て、自宅のあるマンション内で 1 時間近く過ごしてから飛び降り亡くなった。姉の C さんは、A さんが一度自宅に戻り玄関を開けたような音を聞いている。その後、どのくらい時間が経ってからかは不詳だが、A さんは再度自宅を出たものと思われる。

以上から、小学校卒業後も A さんの状態は十分には回復せず、長時間の睡眠が必要なほど疲弊していた様子がうかがわれる。友人との遊びを断ったことも、心身の疲弊や意欲の低下が顕著だったことを示唆している。それでも春休みに休養したことで、中学校には入学式から参加できていた。ただし、同級生らの発言から分かるように、中学校では、元気な様子と活気なく大人しい様子が混在する状況であり、小学校時よりも精神的エネルギーの低下が目立つようになっていた。特に、朝の起床困難は象徴的な症状の 1 つである。亡くなった当日の部活動を巡る母親とのやり取りは、従前の A さんであれば何の影響もない日常的な母子の会話の一コマだと言えるが、この当時の A さんは、母親が夕食の支度を済ませるまでのほんの少しの時間を待つ余裕もなかったと考えられる。自宅を出て、マンション内で過ごす間にますます追い詰められた感覚が強くなり、自殺するしかないという、いわゆる心理的視野狭窄の状態に陥ってしまったと推察される。

2　A さんの家族について

(1)　実両親の離婚等

A さんの実両親は、平成 23 年（2011 年）離婚した。

その後、平成 29 年（2017 年）2 月 4 日、実母は E さんと再婚した。同日、E さんは C さん及び A さんと養子縁組を行った。

(2)　実父との関係

実父とは、父母の離婚後も、長期休暇の際に年 1 回交流を重ねていた。姉とともに実父と楽しく交流していた。小学 4 年生当時（平成 28 年度（2016 年度））A さんが J 教頭に「お父さんと会えなくなる。」と言ったということだが、その後も面会交流は行われており、この発言は当時の A さんの心配な気持ちの発露であったと推察される。

(3) 両親との関係

実母との関係は、実母が叱ったり A さんが反発したりというやり取りが週に１、２回あったという。一般的な親子関係と言うことができる。

A さんが亡くなる前に、中学校の部活動の選択について、A さんは文化部に入りたいと言い、実母は運動部を勧めていた。

養父と A さんは、性格が似ていることなどから再婚及び養子縁組当初から良好な関係であった。

(4) 姉について

姉は A さんの 3 歳年上である。ゲームをしたりケンカをしたりする友達感覚のきょうだいであった。

姉は、小学校時代[redacted]部に所属していた。F 教諭が D 小学校に着任して[redacted]部の顧問に就任した後、姉は、F 教諭の言動に傷ついた。

(5) A さんと家族との関係は、実両親の離婚、実母の再婚などがあるものの、それぞれとの関係は良好であった。姉との関係についても、特に問題は見られない。

3 在籍校の概要

(1) 小学校

ア 所在地・児童数・教職員数

Aさんが在籍していた小学校は、熊本市[redacted]に所在する公立小学校である。

平成30年（2018年）の全校児童数は250名前後であり、Aさんの学年（6年生）は2クラスで、40名余の児童が在籍していた。

また、教職員については30名弱が在籍していた。

イ 校務分掌等

当該小学校には、校長、教頭のもと、教務部、心力向上部、学力向上部、健康教育・体力向上部、生活力向上部、地域連携部、事務部、渉外、各種委員会が設置され、各部・委員会を担当する教職員が定め

られていた。

ウ　部活動

平成 30 年（2018 年）には、総合運動部と[redacted]部があり、対象児童、練習日、練習時間、練習場所は次のとおりである。

(ｱ)　総合運動部

対象児童	4 年生以上
練習日	基本的に火・金曜日
練習時間	4～10 月　16：30～18：15
	11～2 月　16：20～17：30
練習場所	体育館（運動場）

(ｲ)　[redacted]部

対象児童	3 年生以上
練習日	火・水・金・土曜日
練習時間	年間　16：30～18：15
練習場所	[redacted]・少人数指導教室など

(2)　中学校

ア　所在地・生徒数

Aさんが在籍していた中学校は、熊本市[redacted]に所在する公立中学校である。

本事案の発生した平成31年（2019年）の全校生徒は300名弱で、Aさんの学年（1年生）は3クラス、100名余の生徒が在籍していた。

また、教職員については40名弱が在籍していた。

イ　校務分掌等

当該中学校には、校長、教頭のもと、教務部、研究部、特別活動部、生徒指導部、健康教育部、情報教育部、環境教育部、特別支援教育部、事務部、各種特別委員会が設置され、各部・委員会を担当する教職員が定められていた。

ウ　部活動

平成31年（2019年）に設置されていた部活動については次のとおりである。

(ｱ)　野球部
(ｲ)　サッカー部
(ｳ)　男子バドミントン部
(ｴ)　女子バドミントン部
(ｵ)　男子バスケットボール部
(ｶ)　女子バスケットボール部
(ｷ)　男子剣道部
(ｸ)　女子剣道部
(ｹ)　吹奏楽部
(ｺ)　美術部

第３　小学校に関する事実関係

１　学校環境について

(1)　規模

A さんが在籍していた小学校は、平成 30 年（2018 年）の全校児童数が 250 名前後の小規模の学校である。

そのため、教員から見て、全員の児童の顔と名前が一致しているという状況であった。

(2)　地域性

当該小学校は、地域との関わりが深い小学校である。地域の行事に小学校から公式に児童が参加しており、学校としてその準備や運営を行っていた。

(3)　[redacted]部

F 教諭が当該小学校に赴任した後、[redacted]部顧問に就任した。それまでは、比較的のんびりした活動であったが、F 教諭の顧問就任後は、同教諭によって厳しい指導がなされ、大会等で優秀な成績を収めるようになった。

平成 31 年度（2019 年度）の途中から、当該小学校[redacted]部は[redacted]「[redacted]」として活動していくことになった。F 教諭は、前年度末に当該小学校を転出したが、その後も[redacted]を指導している。

２　小学 6 年生時の担任 F 教諭について

本項では、A さんの小学 6 年生時の担任である F 教諭に関して、本委員会として認定した事実を以下に記載する。なお、F 教諭は記載した内容の全てを認めているわけではなく、聴取対象者の発言に相違があるものも存在するが、種々の調査の結果として、総合的に判断したものである。

(1)　D 小学校赴任まで

F 教諭は、平成 7 年度（1995 年度）から[redacted]部[redacted]を担当するようになった。F 教諭自身、小学生の頃から[redacted]をしていて、[redacted]担当だった。教員免許の主専門は社会科だが、小学校では、基本的に全教科教えなければならない。[redacted]を専科として教えるようになっ

たのは、K 小学校に赴任してからだった。[redacted]の教育雑誌に実践記録を連載したこともあった。

聴き取り調査において、F 教諭が[redacted]について語った内容を要約すると以下のとおりである。「[redacted]の不得意な子もいるが、[redacted]っていいなあと思ってくれるような指導をしている。[redacted]の指導は、子どもみんなで目標を決めてそこに向かっていく、一体感、統一美が求められる。みんなでというのが強いかもしれないと思っている。[redacted]には何のために出るのかがあるので子どもに問いかけ目標を決める。目的は、[redacted]の良さ、子どもの人としての成長であり、出るならがんばるということが大切と思って上位をめざしてきた。」[redacted]や[redacted]の指導に並々ならぬ意欲が感じられる。

ところが、教育指導においては体罰、暴言等が見られた。市教委から提供を受けた資料によれば、F 教諭は、平成 24 年（2012 年)、D 小学校の前任校に勤務していた時、子どもに対する体罰で[redacted]を受けている。その理由とされた体罰等の内容は、子どものみぞおちを 3 本の指先で突いた、別の子どもは腹部を 2 回蹴られたと受け止めている（F 教諭は記憶がないと述べる。)、「首をつかむ」「腕を握る」について管理職からの指導も受けている、というものであった。

(2) A さんが小学 2 年生から 5 年生まで

ア 着任から転出まで 5 年間の担任歴

F 教諭の担任歴とともに、A さんと姉や関係する管理職などを、年度ごとに簡単に記述する。なお、[redacted]部[redacted]の担当は 5 年間継続し、転出後も今日に至るまで[redacted]へと移行した[redacted]部の指導を担当している。

平成 26 年度（2014 年度）	D 小学校に着任、5 年 2 組担任、[redacted]部顧問に就任。A さんは 2 年生。姉の C さんは 5 年 1 組で、[redacted]部在籍。
平成 27 年度（2015 年度）	3 年 1 組の担任。A さんは 3 年 2 組。姉の C さんは 6 年 1 組。J 教頭着任。
平成 28 年度（2016 年度）	[redacted]専科となり、担任なし。L 校長着任。

平成 29 年度 （2017 年度）　[redacted]専科で担任なし 2 年目。
平成 30 年度 （2018 年度）　6 年 1 組担任、A さんの担任となる。
M 教頭が着任。
平成 31 年（2019 年）4 月　F 教諭は N 小学校に転出。

イ　着任から A さんの担任になるまでの出来事

(ｱ)　平成 26 年度（2014 年度）

4 月、F 教諭は D 小学校に着任した。5 年 2 組担任となり、[redacted]部顧問になった。A さんは 2 年生で、姉の C さんは 5 年 1 組に在籍していて、[redacted]部に所属していた。F 教諭が[redacted]部顧問となり、前年度よりも指導は厳しくなった。

ある児童は、運動会の練習や教室で、F 教諭から強い口調で指導されたため、強い不安や恐怖を感じるようになり、担任が傍にいるだけで泣き出したり、過呼吸になったりするため、保健室登校をすることが多くなったと述べている。

(ｲ)　平成 27 年度（2015 年度）

F 教諭は 3 年 1 組の担任になった。J 教頭が着任した。A さんは 3 年 2 組だった。

F 教諭は、複数のクラスの子どもに対して、胸ぐらをつかむなどした。また、壁に打ち付けられたと訴える子どもも複数いるものの、F 教諭は認めなかった。しかし、D 小学校で実施した「体罰アンケート」に F 教諭の行為についての記載があり、また被害にあった子どもの保護者と管理職などが話し合いを持つこともあった。

C さんは 6 年生の 2 学期、部活動中に F 教諭から「お前の顔を見るとイライラする。」などと言われたことに傷つき、家で泣きながら「もう学校に行きたくない。部活も辞めたい。」と母親に訴えたため、母親は学校で F 教諭と話し合った。

(ｳ)　平成 28 年度（2016 年度）

L 校長が着任した。F 教諭は[redacted]専科となり、学級担任を外れた。この経緯について、F 教諭は自ら希望して[redacted]専科になったと述べているが、J 教頭は児童や保護者とのトラブルを考慮して担任を外したと述べ、L 校長は[redacted]専科ができる教員が[redacted]専科を希望しな

かったためだと述べるなど相違がある。

子どもとの関わりにおいては、ある児童は、[redacted]部の練習中に、F 教諭から「お前は思いやりがない。」と言われ、その後から[redacted]となった。その児童は[redacted]している。また聴き取り調査において、大会前の昼休み練習時に、当時 6 年生の児童が F 教諭から胸ぐらをつかまれた際に壁に頭をぶつけたのを目撃したと述べた児童もいた。[redacted]の授業中に[redacted]を落として、手が滑ったと言うと、言い訳だと言われ襟を持ち上げられ首を絞めつけられたと述べた児童もいた。

(ｴ) 平成 29 年度（2017 年度）

F 教諭は、この年度も[redacted]専科となった。

この年度では、授業中に寝てしまったところ、襟を持ち上げられ首を絞めつけられた子どもがいる。前年度に授業中に腹をこぶしで突かれ、襟を持ち上げられ首を絞めつけられたれた子どもの保護者から抗議があり、校長とともに面談するということがあった。保護者との面談では、F 教諭の記憶は不確かだったが、最終的に体に触れるという指導を行ったことが確認されたため、その点について後日 F 教諭が謝罪している。当時 3 年生の子どもも、[redacted]の授業中にふざけていたため、F 教諭に頭を叩かれ壁に後頭部を打ってこぶを生じた。J 教頭が注意・指導すると、「そんぐらい、すっでしょうもん」と言って J 教頭の横の壁を叩いた。

(3) A さんが小学 6 年生の時（平成 30 年度（2018 年度））

平成 30 年度（2018 年度）に F 教諭は 6 年 1 組担任となり、A さんを受け持つこととなった。また J 教頭が転出し、M 教頭が着任した。

6 年生担任になった経緯について、J 教頭はこの年度も F 教諭を担任にはしない方針だったと述べているが、L 校長は、6 年生の担任を希望する教員が他にいなかったこと及び[redacted]専科を担当できる教員が他にいたためと証言しており、違いがある。しかし M 教頭によれば、L 校長も体罰が繰り返される危険を考えて[redacted]専科の方が良いと思っていたようでもあり、事実の特定は困難である。F 教諭が 6 年生の担任を希望したことは確かだと思われる。

新学期早々、F 教諭は、入学式の準備中に私語をしていた I さんの胸ぐらをつかみ教室に引き入れて注意した。I さんは、「用具入れに打ち付けられた。」と訴えたが、F 教諭自身は認めなかった。保護者が警察に相談し、被害届を提出した。警察による捜査が行われ、検察段階で[redacted]処分（[redacted]）になった。F 教諭も胸ぐらをつかんで引っ張ったことは不適切な指導であったと認め、謝罪した。6 月になり、I さんは 3 階トイレ前の壁に「[redacted]しね」と彫っており、この時も F 教諭は I さんに対して個別に指導した。I さんは安定した登校が困難となり、[redacted]している。F 教諭は、[redacted]と聞いていると述べたが、経緯を考えるとその認識に首肯することはできない。

L 校長は、F 教諭と保護者との関係が悪いことを危惧し、校長が着任した平成 28 年度（2016 年度）から子どもとの関わり方について指導を行ってきたが、平成 30 年（2018 年）4 月からはさらに、体罰をしない、子どもの体に決して触らない、暴言をしない、誤解を招くような不適切な言動をしない、ことを指導した。

F 教諭は感情が表に出やすく、子どもたちは容易に F 教諭が不機嫌かどうか気づくことができていた。そういう時、クラスで誰も発言しないとさらに F 教諭が不機嫌になるため、気を遣って反応していたと複数の子どもが述べている。

F 教諭は[redacted]部の指導は非常に熱心で、授業に関してもとてもわかりやすく面白い授業だったと多くの子どもが認めている。研究授業でも高い評価を受けていた。[redacted]部に関しては、F 教諭が顧問となってから、[redacted]大会にも出場するほどレベルが向上していた。

その反面、部活動に関して自説を曲げない面があったり、授業に悪影響が出たりしていることもあった。ある[redacted]について、日程が厳しかったため、校長が出場を止めるように求めたが、F 教諭が保護者の意向であると訴え、その後には子どもが校長室に来て出場させてほしいと訴えた。校長としては、保護者や子どもの意向として主張を通そうとするのが F 教諭のやり方だと理解した。また、主張が通らない時に、顧問を辞めると校長に言うこともあった。

さらに F 教諭が授業中に子どもを自習させ、パソコン作業ばかりしているという苦情が保護者から寄せられたことがあり、複数の子どももそ

の事実を認めている。校長は、本人も部活動指導や研究部長など校務分掌も大きなものを持っていたので、事前の準備が必要ということもあるが、良いことではないと市教委の聴き取りで説明している。

こうした言動は、他の場面でも認められる。

例えば、緘黙（かんもく）状態の子どもに対して専門家に相談することなく発声指導を行ったり、他の児童に「声が聞きたい人」と尋ねて手を上げさせたりしていた。前述のとおり、子どもは F 教諭の気持ちを察して行動していたため、表面的には F 教諭の考えに沿った反応をしたと思われる。

また卒業式などの練習で大きな声を出すように強く指導しており、大きな声を出すのが苦手な子どもの中には、辛くて泣き出した者もいた。その子どもは、大きい声を出すことが困難な特性を有しており、自分のクラスでは配慮した対応を受けていた。その後、保健室でも大声で泣いていた。

聴き取り調査で、こうした指導の場面で、F 教諭の指示に応じたことを後悔していた者や、友人への指導の様子を見ているのが辛かったと述べた者もいて、指導対象となった子どもだけでなく、A さんを含めその場面に居合わせた子どもたちも少なからず影響を受けている。

子どもたちは、F 教諭に対する感情を様々な形で表出している。[redacted]した子どもが壁に「[redacted]しね」と落書きしたこと以外にも、複数の子どもが全校文集中の「F」という文字と F 教諭の顔写真を全部塗りつぶしていた。A さんも友人らと F 教諭への不満を言い合っていて、それを複数の子どもが目撃していた。また卒業間際の 3 月には、ノートに「死」「絶望」「呪」などと書き、それを見つけた教員が担任に対するものかを尋ねたところ、A さんはそうだとは認めなかったが、他の子どもはうなずいていた。また卒業式での呼びかけで、当初の台詞を教員の許可なく変更し「・・・転校したＩくんの分も忘れないで・・・旅立ちます。」と述べた子どもがいたが、それを F 教諭への抗議であると受け止めた子どもや教職員がいた。

F 教諭の言動で、他の教職員も少なからず影響を受けていたようだ。教職員との関係については、関係教職員と F 教諭や管理職との認識に相違もあり事実の特定は困難だが、一部教職員が管理職に相談したり、市

教委の人権教育指導室や教職員課、コンプライアンス推進室などに相談したりしている。体調を崩して 2 週間休んだ教員がスクールカウンセラーや他の教職員に相談したところによると、[redacted]部指導に関する F 教諭とのやり取りが相当にストレスだったと説明している。他にも、6 年生のクラス編成を新年度になり強引に変更した、修学旅行の行程を勝手に決めたと訴えた者もおり、管理職が適切に F 教諭に対して指導していないと述べた者もいた。

さらに F 教諭に対して強い不信感をいだく保護者も存在し、3 月 8 日に[redacted]会として熊本市教育長に対して、「熊本市教員Ｆ氏に対する厳正な処分を行うことにより、F 氏による体罰や不適切指導の完全なる再発防止を求める嘆願書」を提出している。

(4) 市教委の調査

(2)及び(3)では、F 教諭の不適切な指導について、本委員会の聴き取り調査から得られた中で特徴的な事例を取り上げた。市教委教職員課も F 教諭による体罰・暴言・不適切指導について調査し、その結果を、令和 2 年（2020 年）3 月 30 日付けで、「調査結果の概要」という書面にまとめている。

この「調査結果の概要」について、当時の市教委担当者は、本委員会の聴き取りで「裏付けるものが一人の供述しかないものは記載せず、複数の供述が一致したものだけを記載している。」という趣旨のことを述べている。また、ここに挙げられている事実は、本委員会の聴き取り調査でも、関係の児童、保護者、教職員からも同趣旨のことが述べられた。

「調査結果の概要」には、次のようなことが記されている。

体罰にあたるものとして、「平成 29 年度 1 学期の終盤、児童が[redacted]の授業で態度が悪いと指導し、当該児童の頭を叩いたこと」や「平成 30 年 4 月、入学式の準備中に、私語をしていた児童を注意するため、胸ぐらをつかみ教室に引っ張り入れたこと」など、6 件が記されている。

暴言にあたるものとして、「指導の中で児童に『バカ』『アホ』『退場』『役に立たない』『ふざけるな』『何ば考えとっとや』『お前』等、不適切な発言をしたこと」の 1 件が記されている。

不適切な指導にあたるものとして、「平成 30 年度、教諭の指導を受け、児童が頭痛を訴え、学校を休みがちになったこと」や「特定の児童の批判を、別の児童に言わせたり、児童の前で言ったりしたこと」など、26 件が記されている。

その他、保護者や教職員などへの不適切な対応等にあたるものとして、「保護者に不適切な発言をしたこと」など、7 件が記されている。

以上、市教委は合計 40 件にわたって F 教諭の体罰・暴言・不適切な指導についての調査結果をまとめている。

(5) F 教諭に対する周囲の評価

授業や[redacted]部の指導では、教職員や子ども、保護者も、その手腕を高く評価する人は多い。子どもの考えや発表を引き出し充実した授業をする。[redacted]部でも優れた指導力を発揮し、[redacted]を通じて自分を成長させていった子どももいる。大会では数々の優秀な成績を収めている。

一方、無理に大きな声を出させるような強引な指導も見られ、一人の子どもの欠点を他の子どもたちに言わせるような指導も見られた。心を痛めてしまう子どもも複数存在した。

一見まとまりのあるクラス集団や[redacted]部集団に見えるが、その実は、伸びる子どもと抑圧された子どもに分断されていたという教職員の話もある。

このように、教職員や子ども、保護者による F 教諭の評価は、二分されている。力量があって良い教師と言う者と、暴力的で怖くて悪い教師と言う者がいる。良い教師と言う者は、成績が良かったり[redacted]が上手になったりした子どもやその保護者が多い。反対に、怖くて悪いという者は、不適切な指導による被害を被っている子どもやその保護者が多い。

平成 31 年（2019 年）3 月 8 日に[redacted]会から、熊本市教育長に、「熊本市教員 F 氏に対する厳正な処分を行う事により、F 氏による体罰や不適切指導の完全なる再発防止を求める嘆願書」が出された。そこには、F 教諭が、教室や[redacted]部で暴力等の不適切な指導をしたことが訴えてあり、処分を求めている。

それに対して、F 教諭を支持する者もおり、[redacted]保護者会会長や副会長を代表として、F 教諭に寛大な処置を求める旨の[redacted]部保護者と子どもの「嘆願書」が、熊本市教育長に出された。

本委員会が行った市教委への聴き取りでは「子どもを育てる職責とは全く違う行為を行っている。」「手荒な指導やうわさや情報は聞いていたが、[redacted]の指導などで成果を見せている面があるので処分などは保留にされてきたのではないかと思う。」などと述べる担当者も複数いた。

(6) F 教諭の言動の影響

ア A さんや他の子どもたちへの影響

(ｱ) 不適切な言動に晒され続けていた影響

F 教諭は、不適切な言動を繰り返していた。

大きな声で叱る、胸ぐらをつかむ、時には頭を叩くこともあった。「バカ」「アホ」などの暴言も、日常的に行われていた。F 教諭としては他愛のない言動と捉えていたようだが、怖がったり傷ついたりした子どももいた。

F 教諭は感情が表に出やすく、機嫌が悪い日は、子どもたちは怒られないように、びくびくしながら恐る恐る生活していたという。緊張しストレスがある学校生活だったと述べる子どももいた。

A さんも、F 教諭からいつもよく叱られて指導されていた子どもの 1 人だったと述べた教職員もいる。A さんは、O 中学校の生活ノートの 4 月 15 日の欄に「これから迷わくをかけないようがんばりたいです。」と書いて、担任 P 教諭から「怒られないようにではなく、誉められるようにしたいね！」と諭されている。

A さんは、小学 6 年生の時、忘れ物をして怒られないように、毎日全部の教科書をランドセルに詰め込んで登校していた。

また、仲の良かった I さんがいつも怒られ、追い詰められていく理不尽さに、正義感の強かった A さんのストレスは日増しに増幅していったのではないかという趣旨を述べる教職員もいた。

A さんは、小学 6 年生の 1 年間に、このような F 教諭の不適切な言動に晒され続けていた。

(ｲ) 子どもたちに見られた心理面、行動面の影響

多くの子どもに、F 教諭の言動による心身の不調や行動面での影響を見ることができる。

小学 6 年生時に、胸ぐらをつかまれて指導された後で複数の医療機関を受診した子どもや、F 教諭からの指導から登校を渋るようになり医療機関を受診した子どももいる。頻尿など身体面に不調を来した子どももいた。

「[redacted]しね」と廊下の壁に落書きをしたり、全校文集中の「F」という文字と F 教諭の顔写真を全部塗りつぶしたり、卒業式の呼びかけでシナリオを急に変え、F 教諭によく怒られていて転校した友だちの名前を呼びかけで発表した行動は、F 教諭の言動による影響を受けていると考えられる。

気持ちを表に出さない子どもがいる中で、意見を表出していた子どもも数人いて、A さんもその一人だった。F 教諭は、そうした子どもたちを反抗的と捉えていたと述べる教員もいる。F 教諭の目の前では怒られないように振る舞いながら、子どもたち同士では不満を言い合ったり、他の教師にも F 教諭についての困りごとを相談したりする行動も、F 教諭の言動の影響といえる。

イ　教職員への影響

教職員にも、F 教諭の言動の影響と見られる状況が生じていた。教育活動中に無理なことを要求されたり、つらく当たられたりして、体調不良になり、片方の耳が聞こえにくくなって病院を受診したと述べる教員がいた。F 教諭の子どもに対する不適切な指導を見て、人権教育指導室へ相談した教員もいた。また、体調を崩して 2 週間休んだ教員がいたが、その教員は、医師からストレスが原因だと言われ、F 教諭から受けたストレスが原因だと受け止めた。多くの女性教職員は F 教諭と顔を合わせたくないので職員室にはできるだけ寄り付かず、別の部屋で寄り集まって話をしていたと述べる女性教員もいた。F 教諭が転出した後の D 小学校の雰囲気について、「雰囲気が全然違う、職員みんながリラックスしていて、みんなの気持ちが一つになった感じ。」という趣旨のことを述べた教職員もいた。

ウ　まとめ

このように、F 教諭の不適切な言動の影響によって、心が不安定になったり、精神的に傷ついたりした子どもや体調を崩した教職員が存在した環境の中で、A さんは学校生活を送っていたと言える。

3　管理職の対応について

(1)　F 教諭に対する管理職の指導

F 教諭の指導の問題性について、管理職は、児童、保護者、教職員から、直接、間接に、何度となく訴えを受けていた。

ア　これらに関して、管理職は次のように対応していた。

(ｱ)　L 校長

L 校長は、聴き取り調査において、F 教諭に対する保護者の不信感が強いと感じていたため、平成 28 年度（2016 年度）末頃から、「1 対 1 での指導はしない。他の職員が立ち会うこと。」という指導をした、と言う。

平成 30 年（2018 年）4 月頃からは、「体罰をしない。児童の体に触らない。暴言を言わない。誤解を招くような不適切な指導をしない。」ということを指導した、と述べた。

(ｲ)　M 教頭

M 教頭も、聴き取り調査において、F 教諭に対して「体に触れる指導を行ってはいけない。」と注意するなど、複数回指導を行った、と述べている。

(ｳ)　J 教頭

「個別に人のいないところで誤解を招くような指導をしない。子どもの体に触れないこと。」を繰り返し指導していた、と述べている。

イ　しかしながら、F 教諭は聴き取り調査において、L 校長と M 教頭から指導を受けたことはないと述べた。すなわち、L 校長らの指導は、F 教諭にとって、指導を受けたと認識できるものではなかった可能性がある。

また、管理職らは、繰り返し指導した結果、F 教諭の不適切な行動は回数が減少したものの根絶には至らなかった、と述べている。

F 教諭の問題点について保護者から苦情を聞いた Q 教諭は、そのことを L 校長に伝えていたが、口頭で伝えても対応してくれないので、保護者から聞いたことなどをまとめて文書にして L 校長に提出した。しかし、Q 教諭としては、管理職は F 教諭に十分指導をしていなかったと感じていた。

ウ　F 教諭の不適切行動に対する管理職の対応としては、指導の効果が上がっておらず不十分であったことは否めない。

(2)　管理職による校内巡視

校長・教頭が毎日複数回、教室の様子を見回ることは、小学校では一般的なことである。R 校長は小学校を巡回して日頃から見回っていた。J 教頭は F 教諭を監督するためにも見回っていた。J 教頭が見回っているときには、F 教諭が大声を出すなどの場面を現認することはなかったと言う。ただこれは、管理職が見回ることでの抑止効果があったためとも考えられる。

しかし、L 校長が赴任した後、同校長は日常的に見回ることはなかったと述べる教諭がいる。F 教諭の教室から時々怒鳴る声が聞こえてきていたので、Q 教諭が L 校長に対して「校内を見回ってほしい。」「見に来てほしい。」と要望したが、改善されなかったと言う。

この点 L 校長と M 教頭は、校内巡視を行っていたと述べている。もっとも、見回りについて改善されなかったと不満を持っている教諭がいることから、十分な対応がなされなかった可能性がある。

(3)　A さんがノートに「死」「絶望」「呪」などの文字を書いていたことについての対応

平成 31 年（2019 年）3 月 7 日給食委員会の活動中、給食委員会担当の H 教諭は A さんのノートに「死」などの文字が書いてあるのを見つけた。H 教諭が、担任に対するものか尋ねると、A さんはそうだとは認めなかったが、他の児童に聞くとうなずいたという。

このことが気になった H 教諭は L 校長に報告し、L 校長は M 教頭に内容を伝えた。L 校長は、教頭及び H 教諭に、A さんが卒業間近なので

しっかり様子を見ていくように指示した。

しかし、校長及び教頭は、担任の F 教諭には伝えていない。A さんの両親にも連絡していない。市教委にも連絡しなかった。

その理由について、L 校長は、市教委の調査に対して以下のように答えている。担任に連絡しなかったのは、卒業式を控えた F 教諭は精神的な余裕がないと感じており、マイナス的な指導が A さんにいくことを危惧したためである。A さんの両親に連絡しなかった理由は、A さんが「ストレス解消」と軽いふざけた感じで答えたと報告を受けたことやその後の様子から、両親に知らせて心配させるよりも学校内で見守ることを優先した方がよいと判断したためである。市教委に連絡しなかったのは、校内で見守り、まだ連絡の必要はないと判断したためである。

市教委の調査に対して、校長及び教頭は、その判断について「今考えると、全職員で情報を共有し、保護者に連絡すべきだった。」と述べている。本委員会の聴き取り調査に対しても同様の発言をしている。

市教委は、思春期の子どもが「死」などという言葉をノートに記したことを学校が把握したにも関わらず、両親に連絡しなかったことについて不適切な対応であったとして、校長及び教頭を指導した。

給食委員会担当の教諭から、事実について報告を受けた管理職としては、関係職員で情報を共有し、両親に連絡をするべきであった。そうすることで、A さんに対してきめ細やかな配慮を行うことができた。

遺族は、A さんが自殺した後、警察からの情報でノートの存在について知った。

遺族としては、この事実をすぐに知らせてもらっていれば、A さんの様子についてより注意することができて、A さんの自殺を未然に防ぐことができたのではないかとの思いがある。

4　事後対応に対する評価

(1)　市教委からの問い合わせに対する回答が不十分である点

Aさんの自殺を受け、市教委がD小学校に対して行ったいじめの有無についての問い合わせに対し、D小学校では文字どおりの「いじめ」に関する事実がないことに限定して回答している。

しかし、Aさんがパソコンに「死」の文字を書いていた事実、ノート

に「死」「絶望」「呪」などの文字を書いていた事実、及びF教諭の言動により複数の児童、複数の教員が学習や登校、勤務に困難を感じていた事実を報告していない。なお、警察からの「いじめの有無」に関する問合せに対しても同様の対応をとっており、消極的対応であることは否めない。

Aさんがノートに「死」などの文字を書いたのは、小学6年生の3月7日であり、自殺の時期と極めて近い。自殺との関連性が一定程度想起されることは明らかであるにもかかわらず、この報告を怠ったのは理解しがたい。

もし、市教委からの問合せに対して上記事実を報告していれば、O中学校及び市教委の事後対応は大きく変わった可能性があるというべきである。

D 小学校は、A さんがノートに「死」などの文字を書いた事実が明らかになった当初も、この事実を両親に知らせていない。これは、保護者が我が子の言動に注意を払い、命を守る機会を奪う結果を招いたと言える。それだけでも大きな問題と言えるのに、さらに A さんが自殺で亡くなった後においても、積極的な情報提供を怠り、結果として、我が子に何があったのか知りたいという遺族の願いをさまたげる事態を招いたことの責任は重いと言える。

第４　中学校に関する事実関係

以下の１及び２で記載する内容は、全て2019年（平成31年又は令和元年）のことであるため、年の表記は省略する。

１　中学１年生時の状況について

(1)　小学校を卒業してから中学校に入学するまでのＡさんには、次のような様子が見られた。

ア　A さんは、塾の春期講習に参加していたが、その塾に間に合うように起きてはいたものの、起床時間が遅くなり、起床後もダラダラという様子で過ごしていた。

イ　小学 6 年生の[redacted]転校した友人と、転校後も一緒に遊んでいたが、この時期、1 回一緒に遊んだものの、その友人の遊びの誘いを断ったことが何回かあった。A さんは、それまで、その友人の遊びの誘いを塾などの他の用事があること以外の理由で断ったことはなかったが、この時は、特に理由を示さずに断っており、母親には「休みの時はゆっくり休みたい。」と言っていた。

ウ　もっとも、A さんは、小学 6 年生の時に笑わなくなったが、春休みに少し良くなったと述べる同級生もいる。

(2)　4 月 10 日（水)、A さんは熊本市立 O 中学校に入学した。

この時期、A さんは、朝起きられなくなっており、友人と一緒に登校する約束をしていても、約束の時間までに準備ができないことが続いた。もっとも、朝食は毎日とっており、その上で遅刻にならないぎりぎりの時間に登校していた。

中学生になった A さんについて、同級生の中には、暗い感じがした、元気がないという感じだったなどと述べる者がいる。

(3)　入学式が終わった後、O 中学校では、クラスの中で自己紹介などを行ったり、身体測定や学校内の教室の配置などを見て回るオリエンテーションを行ったりして、直ぐには授業は始まらず、授業が始まっても、科目ごとに担当教員が異なるため、それぞれの科目の授業でも自己紹介などが行

われ、本事案が発生した4月18日頃までは、実質的な授業はほとんど進んでいない状態であった。4月18日（木）までに複数回の授業が行われた科目は、国語と数学が3回、理科、社会、英語が2回であった。このため、授業中のAさんについて、特に情報は得られなかった。

(4)　部活動については、入学後間もない時期に入部希望届の用紙が配付され、入部を希望する者は 4 月 22 日（月）までに提出することとされていた。

もっとも、部活動への入部について、4月一杯くらいで締め切るが、1年生はいつ入ってもよいと述べる教職員もおり、4月22日という提出期限は、それほど厳密なものではなく、「一応の締め切り」程度のものであった可能性がある。

A さんは、どの部活動に入るかを迷っていた模様である。この旨を述べる者は、いずれも運動部の部活動と文化部の部活動とで迷っていたと述べるが、運動部については剣道部と述べる者がおり、サッカー部と述べる者もいる。また、文化部については、美術部と述べる者がおり、吹奏楽部と述べる者もいる。この事実からすると、A さんは、単に運動部の特定の部活動と文化部の特定の部活動との間で迷っていたというのではなく、運動部としてもどの運動部にするか、文化部としてもどの文化部にするかについても、時期により考えが異なっていた可能性がある。

(5)　A さんが所属するクラスでは、誕生日を迎えた生徒を給食の時間に祝っていた。4 月[redacted]日が誕生日である A さんも、給食の時間に、クラス全員で牛乳で乾杯をし、誕生日を祝ってもらった。この時の A さんについて、表情が明るくなかったと述べる生徒もいる。

2　本事案発生後の経緯

(1)　4月18日（木）

ア　19 時 50 分頃本事案が発生した。通報により救急隊が現場に到着し、A さんは救急車で病院に搬送された。A さんは、救急隊が現場に到着した時点で心肺停止の状態にあったが、病院に救急搬送された後、医師によって死亡が確認された。

イ　20時39分頃、熊本市消防局から市教委にO中学1年生男子のAさんが14階建てのマンションから転落し、病院に救急搬送されたとの一報が入った。

市教委からは、O中学校のS校長に本事案が発生したことを電話で連絡した。

ウ　当夜、O中学校の教職員は、S校長、T教頭及びAさんの学級担任であるP教諭の3名が病院に赴いた。このうち、T教頭及びP教諭は、S校長の指示を受け、後に病院からO中学校に向かっている。

S校長が病院に到着したときには、既に市教委学校教育部総合支援課のU指導主事が病院に来ていた。S校長とU指導主事は、病院において、Aさんの両親と挨拶した際、Aさんの母親から「いじめとは関係ありません。」（生徒間のいじめが原因ではないとの趣旨）との言葉を掛けられている。

エ　O中学校に向かったT教頭及びP教諭は、直接O中学校に来ていた学年主任（1年生の学年主任）らと合流し、合計4名くらいで、遺書のようなものがないかAさんの教室の机付近を捜したり、Aさんが入学時に作成した自己PR等の文書を確認したりしたが、遺書のようなものや自殺をうかがわせる内容が記載された文書は見当たらなかった。また、家庭環境調査票（保護者が家庭の様子等を記入して提出するもの）、写真（生徒が1人ずつ撮影されたもの）、名簿などの確認等を行った。

(2)　4月19日（金）

ア　この日、早朝から市教委のV教育審議員及びW指導主事がO中学校に派遣された。その後約1週間、総合支援課所属の指導主事（W指導主事又はU指導主事）が同中学校に常駐して市教委との連絡にあたった。

イ　O中学校では、職員朝会において、校長から各教職員に対し、本事案の概要について説明がされ、Aさんに関して気になることはないか確認したが、気になることを報告した教職員はいなかった。

なお、市教委の職員の中には、本委員会が実施した聴き取り調査で、「中学校において全職員に対し聴き取りを実施した。」との趣旨を述べる者がいたが、1 年生の学級担任及び学年主任、A さんのクラスの教科担当の教員などに対しては個別の聴き取りが行われた模様であるものの、その他の教員に関しては、この朝会における確認を「全職員に対する聴き取り」と称しているものと解される。

ウ　この日は、前夜確認された文書類に加え、A さんが記入した学習プリント 4 点の確認も行われたが、これらに自殺をうかがわせる内容の記載は見られなかった。

小学校と中学校は、毎年 3 月、翌 4 月に中学校へ進学する子どもについて情報共有の場を設けている。A さんの学年について D 小学校から O 中学校に提供された情報を記録した文書の確認も行われたが、そこには A さんに関して特に気になる情報は見当たらなかった。

エ　当初、O 中学校では、本事案発生の事実を生徒たちに伝える予定はなかったが、本事案についてテレビ等で報道がされたことから、生徒たちが学校からの説明を受けることなく週末を迎えるのは適切でないと判断し、授業終了後に臨時の全校集会を開催し、全校生徒に対し本事案について説明をすることになった。

S 校長は、全校集会で話す内容を文章にし、あらかじめ A さんの保護者からその内容について了解を得、また、市教委の確認も得て、全校集会に備えた。

なお、上記の報道では、A さんはマンションから転落する直前に親と口論し家を飛び出していたとの内容が報じられていた。

オ　全校集会の準備と並行して、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭らによって在校生らの心理面のケアを図る準備も行われた。具体的には、生徒らに対してアンケートを行うこと、全生徒を対象に面談を行うこと、などの準備がされた。

この準備に当たり、文部科学省の「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（以下「緊急対応の手引き」と記載することがある。）を

参考にしたと述べる職員がいる。他方、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」については、これを参考にして準備が行われた形跡が認められない。

カ　授業終了後、体育館において全校集会が開かれ、S 校長から全校生徒に対し、本校の 1 年生の男子生徒がマンションから転落して死亡するという事故が発生したこと、現在調査中であるため、情報の取り扱いには十分に注意すること、生徒たちに対して今後心のケア等について学校で取り組んで行くこと、などの話をした。

この日は、放課後に新年度最初の保護者の会合が開催される予定であったため、多くの保護者が学校に来ており、そのうちの相当数が全校集会の際に体育館内の後方に居て、生徒とともに校長の話を聞いた。ただし、この日保護者の会合に出席したが、体育館には行っていないと述べる保護者もいることから、全校集会の機会に保護者に対する説明会が開かれたと解することはできない。なお、その後、O 中学校では、本事案に関する保護者に対する説明会は開かれていない。

キ　全校集会における校長の話では、A さんの名前は伏せられていたが、特に D 小学校で A さんと一緒だった生徒の中には、当日 A さんが登校していなかったことから、亡くなったのは A さんではないかと考える者がいて、精神的な動揺を見せる生徒もいた。

(3)　4 月 20 日（土）

ア　O 中学校の X 養護教諭は、小学校時代の A さんの様子や A さんと親しい生徒に関する情報を入手するため、D 小学校の養護教諭に連絡をとったところ、同養護教諭が O 中学校を訪れ、約 2 時間にわたって情報交換が行われた。

小学校の養護教諭の話からは、A さんと親しい生徒や配慮が必要な生徒についての情報は得られたが、A さん自身については自殺の原因をうかがわせる情報は得られなかった。

このとき、小学校の養護教諭とともに A さんが小学 6 年生のときの隣のクラス（6 年 2 組）の学級担任であった Q 教諭も O 中学校に来て、X

養護教諭との情報交換の場に同席した。Q 教諭から X 養護教諭に対しては、A さんが小学 6 年生当時の学級担任であった F 教諭がその学年の児童らに対し頻繁に不適切な指導を行っていた状況が伝えられた。

イ　同日の 17 時から、A さんの通夜が執り行われた。

O 中学校では、あらかじめ通夜葬儀の出席について遺族の意向を聴取し、中学校の教職員の弔問は受け入れる、生徒については遺族から親しかった生徒に直接連絡する、との回答を受けていた。

通夜には、中学校から校長、教頭、学級担任である P 教諭、X 養護教諭など複数の教職員が参列した。

A さんの通夜及び葬儀告別式の日時や場所については、A さんの遺族の思いとは異なり、人づてに情報が広まったため、同級生の参列も多く、D 小学校に関係する F 教諭を含む複数の教職員も参列した。

ウ　通夜が終わった後、O 中学校で、生徒指導主任と X 養護教諭が中心となって、翌週の月曜日（4 月 22 日）に実施するアンケート用紙が作成された。アンケートは、カウンセリングなど心理面のケアを必要とする生徒を把握することを主たる目的とし、過去に実施したことのある「心とからだの健康観察」と題するアンケートの書式に若干の修正を加えて作成された。

上記の若干の修正として、アンケートの最後に「上の表以外に心やからだのことで伝えたいことがあれば書いてください。」という質問の自由記入欄が設けられた。聴き取り調査において、自由記入欄を設けた目的として「生徒に何か訴えたいことがあるときにはそれを書けるように」との説明があった。

(4)　4 月 21 日（日）

ア　同日 13 時から A さんの葬儀告別式が執り行われた。O 中学校からは S 校長をはじめ複数の教職員が参列した。また、A さんの同級生や D 小学校関係の教職員も複数参列した。

イ　葬儀告別式の際、A さんの担任である P 教諭が、クラスの教室に A

さんの机を残したい旨を伝え、A さんの両親から了承を得た。

P 教諭は、その後、クラスの生徒の意見を聴いて賛同を得た上で、翌年 3 月まで、A さんの机を教室に残した。

ウ　通夜か葬儀の際、A さんの養父は、参列者全員の前でか、O 中学校の教職員に対してか不明であるが、「いじめなどはない。」との趣旨の発言をした。

(5) 4 月 22 日（月）

ア　O 中学校では、1 時限目、全校集会が開かれ、校長からアンケート（心とからだの健康観察）を実施することや臨床心理士によるカウンセリングを受けられることなどについて話がされ、市教委から派遣された U 指導主事によって SNS に関する話（A さんが死亡した事実に関し安易に SNS に投稿しないことなどを内容とする話）がされた。全校集会後、1 年生については学年集会が開かれた。

イ　2 限目にアンケートへの記入が行われた。

アンケートの実施に当たり、A さんが亡くなったことについて何か知っていることや気づいたことがあれば記載するようにとの説明が行われたかどうかは不明である。

O 中学校の教職員の中には、このような説明をしてアンケートを実施したと述べる者もいるが、特別説明はしていないと述べる者もおり、また、この日の職員朝会においてアンケート実施に当たり上記のような説明を行うべきかどうかが話題となったが、教職員の意見が分かれ、説明すべきであるとの意見の方が少数であったと述べる者もいる。また、実際にアンケートに記入した生徒の側でも、「口頭での説明を受けた記憶がない。」と本委員会の聴き取り調査で答えた生徒が複数存在した。以上によれば、少なくとも、A さんが亡くなったことに関連した説明をするかどうかについて方針が徹底していたとは認めがたい。

ウ　アンケートの結果は、即日確認された。

アンケートの自由記入欄に記載をした生徒の中で、A さんの名前（氏

又は名）を明示して記載をした者が 15 名、A さんに関連すると認められる記載をした者が 4 名、A さんの死を受けた自身の感想を記載した者が 10 名程度いた。このうち A さんの具体的な言動について記載されているものは、「A さんに『その白い髪の毛は何であるの。』と尋ねたら、A さんは『ストレスでなるんじゃない。』と言った。」との趣旨が記載された 1 年生の生徒の 1 通のみである。そのほかのものは、「A さんと小学校で同じクラスだった。」「A さんと一緒に遊んだ。」「A さんの話を聞いてあげられなかったことを後悔している。」などと記載したものや、A さんの葬儀告別式に出席したことに触れたものなどである。

なお、市教委が作成した基本調査報告書では、アンケートの自由記入欄に A さんに関する記載があったものが 5 名分であったとされ、その 5 名のアンケートの写しが添付されている。上記のとおり A さんの名前を明示して記載した者が 15 名いる中で、どのような基準又は根拠でこの 5 名分を「A さんに関する記載があったもの」と判断したのか、その経緯は不明である。

エ　ウのアンケートの確認の結果、X 養護教諭は、カウンセリングにつなげたい生徒として、合計 63 名をリストアップした。このうち、アンケートの記載からリストアップされた生徒は 16 名、その他の情報からリストアップされた生徒は 47 名であった。なお、A さんと同じクラスの生徒 34 名は、上記のいずれかで全員リストアップされた。

オ　この日、1 年生の生徒 1 名について、緊急対応相談員（Y 臨床心理士）によるカウンセリングが行われた。この生徒は、4 月 19 日の臨時全校集会の後に精神的な動揺を見せていた生徒で、保護者の希望もあり、翌日（4 月 23 日）の生徒面談を経ることなく、カウンセリングを受けることになった。

カ　熊本市では、各中学校に 1 名のスクールカウンセラーを配置しており、そのスクールカウンセラーは、配置された中学校に加え、複数の小学校も担当する。

スクールカウンセラーは、会計年度で 1 年間の勤務時間が決まってお

り、その勤務時間の範囲内で担当の中学校及び小学校で勤務する。担当する中学校及び小学校における勤務時間の割り振りは、毎年 4 月の中旬から下旬頃に決まる。また、スクールカウンセラーは、割り振られた勤務時間に勤務することとなり、それ以外の時間に勤務することはない。このため、年度の変わり目である 3 月末から 4 月末にかけて、スクールカウンセラーが勤務に就かない時期が生じている。

例えば、性被害を受けた児童生徒が生じたり、凶悪事件の現場を目撃した児童生徒が生じたりした場合、夜間や休日であっても、早期にカウンセリングを実施する必要が生じるが、スクールカウンセラーは、割り振られた勤務時間外での対応が困難である。このような事態に対応するため、熊本市では、緊急対応相談員を派遣する制度を設けており、本事案発生当時、臨床心理士の緊急対応相談員は 3 名登録されていた。

本事案発生直後に行われた O 中学校の生徒に対するカウンセリングは、同中学校のスクールカウンセラーに対する勤務時間の割り振りが未了であったことなどから、緊急対応相談員によって行われた。前記オのカウンセリングを担当した Y 臨床心理士は、緊急対応相談員であった。

なお、緊急対応相談員には、カウンセリングや心理的ケアを依頼する臨床心理士の資格を有する者と、法的な相談を依頼する弁護士の資格を有する者とがおり、その派遣は、緊急対応相談員派遣事業要綱に基づいて行われている。これに対し、学校に配置されるスクールカウンセラーは、熊本市スクールカウンセラー設置要綱に基づいて設置されており、二つの制度は、別立てとなっている。

キ　この日、本事案を担当していた警察署の警察官が O 中学校を訪れ、校長らに対し、司法解剖や現場検証の結果について説明をした。校長は、この時警察官から説明を受けた内容について、総合支援課に対し、「警察から『事件性はない』と報告があった。」旨報告している。

(6)　4 月 23 日（火）

ア　この日は、1 限目から全生徒に対する学級担任による面談が行われた。当初、1 限目と 2 限目を利用してこの面談を実施する予定であったが、1 年生については、時間が掛かったため、午前中一杯（4 限目まで）

を利用して面談が行われた。

この日行われた生徒に対する面談は、主としてカウンセリングが必要な生徒を把握することを目的として行われたものと認められる。面談によって A さんが死亡した原因につながる事実を得ようとした形跡は認められない。

イ　前日のアンケートの結果とこの日の面談の結果に基づき、カウンセリングが必要と考えられる生徒が検討され、5 名がリストアップされた。

前記(5)エで述べたとおり、X 養護教諭は、前日のアンケートを確認した段階で、カウンセリングにつなげたい生徒として 63 名をリストアップしていたが、その後カウンセリングが必要と考えられる生徒が上記 5 名になった経緯は不明である。

この経緯につき、本人や保護者の同意が得られなかったことを理由として挙げる者がいるが、本委員会が市教委から提供を受けた資料によれば、保護者への意思確認は、上記 5 名のリストアップが終わった後に行われ、そのうちの 1 名の保護者から必要ないとの回答があった事実が認められるため、保護者の同意が得られなかったことが原因であるとは考えにくい。

(7)　4 月 25 日（木）

ア　この日、緊急対応相談員（Z 臨床心理士）によるカウンセリングが行われた。カウンセリングを受けた生徒は、前記(6)イの 5 名のうち保護者の同意が得られた 4 名であった。

この後、本事案に対する対応としての緊急対応相談員又はスクールカウンセラーによるカウンセリングは行われていない。

イ　臨床心理士である緊急対応相談員が市教委から派遣依頼を受けて児童生徒に対しカウンセリングを行った場合、何時から何時までどこでカウンセリングを行ったかなどという実施状況のみが市教委に報告され、カウンセリングの結果については、学校にも市教委にも報告される仕組みがない。学校でカウンセリングを行ったときは、終了後養護教諭や管理職などに口頭で結果の説明がされることが通常であるが、その説明は、

概括的かつ抽象的なものにとどまっている。

本事案では、4月22日にY相談員が行ったカウンセリングでも、同月25日にZ相談員が行ったカウンセリングでも、終了後に養護教諭や管理職（教頭又は校長）らに口頭で簡単な結果の説明がされ、これを聞いたO中学校の教職員がメモを残しているが、カウンセリングの記録と言えるものは作成されていない。このため、両相談員が行ったカウンセリングの情報は、O中学校に配置されたスクールカウンセラーに引き継がれていなかった。

ウ　この日は、緊急対応相談員であるY臨床心理士によって、1年生を担当する教職員を主な対象として、教職員に向けた研修が行われた。この研修では、主として今後生徒に対応する際の留意点などが話された。

エ　この頃、警察官がO中学校を訪れ、校長らに対し、捜査の経過などについて説明をした。その際、警察官は、「理由ははっきりしないが、防犯カメラに階段の所を行ったり来たりしている様子が写っていた。」「部活のことでお母さんと口論になって、それがきっかけとなって家を飛び出したようだ。」「状況からみて飛び降りたことは間違いないと思う。」などと説明した。

なお、上記の事実は、O中学校の教職員の供述のみに基づいて認定したものである。本委員会は、事実の認定を確実なものとするため、当日O中学校に赴いた警察官の供述を得たいと考え、熊本県警察本部に協力を求め、書面による照会を行ったが、同本部からは、警察の職務の特殊性や捜査に関すること及び個人情報が含まれることなどを理由に、具体的な回答が得られなかった。

(8)　4月26日（金）

4月27日（土）から5月6日（月）までがいわゆるゴールデンウィークの連休であったため、連休に入る前の4月26日、1年生を対象に、4月22日に実施されたアンケートと同じ用紙を用いてアンケート（心とからだの健康観察）が実施された。

この日実施したアンケートの自由記入欄にAさんの名前を明示して記

載した者は、「すこし A のことをうけとめきれるようになってきました。」と記載した生徒 1 名であり、そのほかには「まだちょっとモヤモヤする感じがします。」「前よりは少し落ち着きました。」「だいぶ心の状態が良くなってきました。」などと自分の状態を記載した生徒が数名いた。

(9) 5 月 7 日（火）

ア　連休が明けたこの日、1 年生を対象に、4 月 22 日に実施されたアンケートと同じ用紙を用いてアンケート（心とからだの健康観察）が実施された。

　この日実施したアンケートでは、自由記入欄に A さんの名前を明示して記載した者も、A さんとの関連をうかがわせる記載をした者も、いなかった。

イ　この日、A さんの母親は、S 校長に電話をかけ、その電話の中で「D 小学校では、複数の子どもが F 教諭の体罰や不適切な指導を受けていた。A さんも F 教諭から不適切な指導を受けていたようだ。O 中学校に在学する生徒の中に、F 教諭の被害を受けた子どもや、A さんと親しかった友人で、特に気になる生徒がいる。」などと述べた。これに対し、S 校長は、母親が挙げる気になる生徒の名前を聞くとともに、「アンケートを実施したり、カウンセリングを実施したりして、在校生の心のケアには留意している。」旨を述べた。

(10) 5 月 8 日（水）

ア　本事案発生後間もなく、本事案の捜査のために A さんの自室に残されたものを確認していた警察官が「死」などと書かれた A さんのノートを発見し、このことを両親に伝えた。上記ノートの存在を知った両親は、弔問に訪れた同級生から、A さんが F 教諭から 1 対 1 で指導を受けたことがあること、クラスの誰もが反論できない中 A さんが 1 人で F 教諭に反論していたことなどの話を聞き、A さんが自殺したことと小学校時代の F 教諭による不適切な指導とが関連しているのではないかと考えるようになった。

イ　5 月 8 日、A さんの両親は、L 校長（前 D 小学校校長）を異動先の小学校に訪ね、A さんが「死」などと書いたノートの存在を同校長が知っていたかどうかを尋ねた。「実物は見ていないが、給食委員会の担当教諭から口頭で報告を受けて知っていた。」旨答えたL校長に対し、両親は、「A さんは、6 年生時、『学校がストレス』と言っていた。F 教諭は、当時、6 年生の複数の児童に対し、体罰、暴言や不適切な指導を行っていたが、A さんも暴言や不適切な指導を受けていたようだ。A さんの死に 6 年生のときのストレスが全く関係なかったとは思えない。『死』などと書かれたノートについては、保護者に伝え、情報の共有をしてほしかった。」との趣旨を述べた。

(11)　6 月 7 日（金）

A さんの四十九日に当たる時期であったため、S 校長と担任の P 教諭が遺族宅を訪問した。その際、A さんの母親は、S 校長らに対し、「死」などと書かれた A さんのノートが自室で発見されたことや、小学 6 年生時の担任である F 教諭が児童に対し体罰や不適切指導などを行っていたことについて話をした。

(12)　7 月 30 日（火）

本事案発生から 3 か月余り経過したが、本事案について市教委や O 中学校がどのような情報を得ているのかについて、A さんの両親への説明や報告はなかった。

A さんの母親は、A さんにどのようなことがあったのかを知りたいとの思いから、7 月 30 日、S 校長に電話をかけ、中学校が生徒に対して聴き取りなどの調査を行っていたら、その内容を教えてもらいたい旨要望した。これに対する S 校長の回答は、本事案発生直後に生徒に対して学級担任による面談を実施したが、これらは、主として生徒の気持ちを落ち着かせたり、カウンセリングを必要とする生徒を見つけ出すことを目的としたものであったため、面談時に A さんに関する発言があったかどうかは記録に残っていない、という趣旨のものであった。そこで、母親は、2 学期に入ってから、A さんやその死に関し、生徒から話を聴くなどして調査を行ってほしいと要望した。これに対し、S 校長は、「生徒た

ちが 2 学期から気持ちを切り替えて頑張ろうとしているところを、4 月の最初に発生した衝撃的なことで気持ちが揺らぐのは心配である。」と答え、聴き取りやアンケートによる生徒に対する調査の実施には消極的な態度を示した。母親は「どうしても生徒に対する調査はできないのか。」と確認したが、S 校長は「(他の子どもたちが) 心配です。」と答え、消極的な態度は変わらなかった。

その後、O 中学校では、生徒に対し、聴き取り調査はもとより、既に実施した「心とからだの健康観察」以外のアンケート用紙を使用した A さんの死に関連するアンケートも実施されなかった。なお、次の(13)で述べるとおり、9 月に行われた「心とからだの健康観察」では、質問事項が従前のものから若干変更されているが、その変更内容は、A さんの死には関係のないものであった。

(13) 9 月（日不詳）

2 学期が始まった 9 月、主として 1 年生及び 2 年生を対象に、アンケート（心とからだの健康観察）が実施された。この時用いられたアンケート用紙は、4 月 22 日に実施されたアンケートの用紙に質問事項がいくつか追加され、自由記入欄の質問の文言が若干変更されたものであった。

この時のアンケートの自由記入欄に A さんの名前を明示して記載した者は、「最近またちょっとしたことで A を思い出すようになった。」と記載した 1 年生の生徒 1 名であり、そのほかには A さんとの関連をうかがわせる記載をした者はなかった。

本事案に関連して「心とからだの健康観察」という表題のアンケートが実施されたのは、この時が最後で、その後は実施されていない。

3 事後対応に対する評価

(1) 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に則った対応が行われていない点

O中学校における本事案発生後の対応は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に則ったものではなく、不適切である。

「背景調査の指針」ではその目的を、「事案によって異なる可能性もある」としながら、一般的には次の3つ、すなわち、①今後の自殺防止

に活かすため、②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため、③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため、の3点であるとしている。補足すれば、③の「子供と保護者」とは、同じ学校の他の児童生徒及びその保護者を意味するものである。

この目的に沿う事後対応としては、①自殺の原因あるいは背景要因を可能な限り明らかにし、今後の自殺防止に役立つ情報へと結びつけること、②我が子に何があったのかを知りたいと願う遺族に、調査によって明らかとなった事実を丁寧に説明すること、③事案発生によって不安等を感じている児童生徒及びその保護者に、可能な範囲で適切な説明を行うことが求められる。

背景調査は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案に対する調査であり、基本調査と詳細調査とで構成される。

基本調査は、全件を対象として事案発生（認知）後速やかに着手するものであり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものと位置づけられる。

一方、詳細調査は、基本調査等を踏まえ、必要な場合に弁護士や心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査である。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

なお「背景調査の指針」は、全ての事案について詳細調査に移行することが望ましいとした上で、難しい場合であっても、学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合、遺族の要望がある場合、その他必要な場合には、詳細調査への移行を求めており、さらに、遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられるとしている。

O中学校の事後対応は、「背景調査の指針」に則ったものでないことは明らかであり、その理由を以下に詳述する。

ア　調査目的や方法等を遺族に説明していないこと

「背景調査の指針」では、「背景調査実施に当たり、この趣旨、目

的・方法・得られた情報の取扱いなどについて、遺族・保護者・子どもに丁寧に説明しておく必要がある」とし、遺族との関わりに関しては「調査で集まってきた情報はどの段階でどの程度説明できることになるか、背景調査において具体的にどんな困難があるかなど、あらかじめ説明しておく姿勢が重要である」と具体的な説明内容も示している。

しかし、遺族はO中学校から調査の趣旨、結果について説明を受けたことはなく、本委員会の調査でもO中学校が基本調査について遺族に説明をした事実は確認できなかった。

イ　「背景調査の指針」の趣旨に則ったアンケートが行われなかったこと

「背景調査の指針」では、アンケート調査や聴き取り調査を「詳細調査」に位置づけている。一方で、「事案発生から日にちがたつほど、子どもたちがうわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になる恐れがある」ことから、「アンケート調査や聴き取り調査は可能な限り速やかに開始することが望ましい」として、詳細調査に先行して緊急的に、アンケート調査や聴き取り調査が行われる場合も想定している。

O中学校では「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参考にしながら、既存の「心とからだの健康観察」に自由記入欄を追加したものを用い、全校生徒を対象としたアンケート調査を行っている。アンケートには自由記入欄が設けられているが、アンケートの実施に当たりAさんが亡くなったことについて何か知っていることや気づいたことがあれば自由記入欄に記載するようにとの説明が行われたかは不明であり、少なくともそのような説明をするかどうかについて方針が徹底していたとは認められない。

アンケートを実施したことは、形式的には「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に則った「調査」を行っているようにも見える。しかし、「心とからだの健康観察」を実施した目的は、S校長によれば「子どもたちの心のざわつきなどのケアに配慮した網羅的なもの」であり、カウンセリング等に結びつける必要のある生徒

を把握することが中心であった。

「背景調査の指針」の趣旨を踏まえれば、あるいは「背景調査の指針」に掲載された「アンケート（例）」に示された説明に則るなら、Aさんに関するアンケートであること、再発防止に役立てるものであること、我が子に何があったのかを知りたいという遺族の願いに応えるためのものであることなどを記載するはずであるが、こうした記載は「心とからだの健康観察」には存在しない。少なくともO中学校には本事案に関連する積極的な情報収集の姿勢がなかったことは明らかであり、いじめ自殺事案で散見される「沈静化」、つまり学校をいつもの姿に戻すことを優先する事後対応とも写る。

「Aさんに関する情報を広く集めるため」などの目的が明示的に記載されていない以上、いかに口頭での説明を行ったとしても生徒に届くはずはない。「こんなのは調査と言えない。A君の名前がどこにも入っていない。」旨を遺族に話した生徒がいたほか、「口頭での説明を受けた記憶はない。」と聴き取り調査で答えた生徒も複数存在した。

これによって、O中学校の生徒は、Aさんに関して自分が知ることを書く機会、及び、それによって遺族の「知りたい」という気持ちに応える機会、真相の究明に役立ちたいという気持ちの発露の機会を閉ざされてしまっている。

また、「背景調査の指針」の資料には、保護者への協力依頼や承諾書例も掲載されている。「背景調査の指針」に則った対応であるなら、こうした手順を踏んでもおかしくないはずだが、その形跡は確認できなかった。

付言すれば、全校生徒を対象とした「心とからだの健康観察」がAさんの自殺の調査のためであることも説明されていない上、その結果に関しては、遺族が熊本市個人情報公開条例に基づく情報公開請求をして令和元年（2019年）11月28日に生徒が記載した部分を全て黒く塗りつぶしたアンケート用紙5通の開示を受けるまで、遺族に対する説明等はなかった。この件をもってしても、「心とからだの健康観察」を用いた「調査」が「背景調査の指針」に基づくものとは言えない。

ウ　教職員からの聴き取りが不十分であること

「背景調査の指針」では、原則として3日以内を目途に全教職員からの聴き取りを求めている。

O 中学校では、職員朝会において校長から各教職員に対し、本事案の概要について説明がされた。校長は、A さんに関して気になることはないかを確認したが、気になることを報告した教職員はいなかった。

なお、市教委の職員の中には、本委員会が実施した聴き取り調査で、「中学校において全職員に対し聴き取りを実施した。」との趣旨を述べる者がいた。しかし、1 年生の学級担任及び学年主任、A さんのクラスの教科担当の教員などに対しては個別の聴き取りが行われた模様であるが、その他の教員に関しては、この朝会における確認を「全職員に対する聴き取り」と称しているものと解される。

いずれにしても、書面も音声記録も残されていないため聴き取りの実態把握が難しく、「原因等に関する情報がなかった」ことについても、本委員会として検証できなかった。

また、「背景調査の指針」は聴き取り調査に先立って、教職員に調査の趣旨・対象を説明する（亡くなった子どもが置かれていた状況や子どもの人となりを把握するために必ず行う調査であり、全員が対象であること等）としているが、これが行われた形跡も確認できなかった。

エ　自殺が起きた後の心理面のケアが不十分であること

「背景調査の指針」は、自殺が起きた後の事後対応として、事実の解明、それに基づく再発防止と同様に、子ども、遺族、教職員等の心のケアを重視している。

O中学校では、「心とからだの健康観察」に自由記入欄を追加したアンケートを全校生徒を対象に実施し、心理面のケアが必要と考えられる生徒に対して、緊急対応相談員（臨床心理士）によるカウンセリングを実施している。

聴き取りによれば、緊急対応相談員のカウンセリングでは、他の児童に知られたくないケースがあるので、スクールカウンセラーに緊急支援をしたことを伝えないこともあり、病院に行く必要があるか、ス

クールカウンセラーに引き継ぐかを判断することになるという。緊急支援の場合では、（子どもにおきていることが）通常の反応なのか、問題の残る反応なのかをトリアージすることが大切であり、通常は1～2回だけのカウンセリングで終了するとのことだった。

しかし、緊急対応相談員のカウンセリングの対象となったのはわずか5名であり、ケアが十分であったかの検証も行われていない。これは、事案発生後のリスクの高い状態における対応として十分だったのか、疑問が残る。表面化しない「ぼう然自失・抑うつ・自責・不安」などにさいなまれていた生徒が、十分なケアを受けられずに放置されていた可能性も残る。事案発生後に行ったアンケート（心とからだの健康観察）を確認した養護教諭は、カウンセリングにつなげたい生徒として、合計63名をリストアップしたのであるから、こうした生徒についてカウンセリングを促すような積極的な対応をすべきであった。

「背景調査の指針」は、自殺が起こってしまったときの対応の原則（ポストベンション）として、①反応が把握できる人数で集まる、②自殺について事実を中立的な立場で伝える、③率直な感情を表現する機会を与える、④他者の自殺を経験したときに起こり得る反応や症状を説明する、⑤個別に話したいと思う人にはその機会を与える、⑥自殺に特に影響を受ける可能性のある人に対して働きかけるなどの対応策を示している。

事実、生徒の中には、一人の生徒の死に対し学校が何もしていないと感じている生徒もおり、事実に向き合おうとしない学校の対応によって、自分たちも同級生の死を口にできないもどかしさを感じていたことは容易に想像できる。

学校が、ポストベンションに関する有益な情報に基づく対応をすることなく、形ばかりのケアに終始したことは極めて残念である。

オ　主体的な対応を行うことなく、市教委任せの姿勢を取ったこと

「背景調査の指針」では、背景調査は学校及び学校の設置者が主体的に行う必要があるとしている。しかし、O中学校の事後対応は、市教委の指示を仰ぎながら対応を進めるもので、主体的な判断に基づくものとは言えない。

その背景には、O中学校の管理職が「背景調査の指針」の存在及び内容について認識していなかったことがある。児童生徒の自殺の全件が調査対象であることも、基本調査と詳細調査の2本立てであることも認識していなかった。

カ　再発防止策をとっていないこと

「背景調査の指針」は、調査の目的のひとつに「今後の自殺防止に活かす」ことを掲げている。また、文部科学省が作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」では、子どものSOSに気づく校内体制や、自殺予防のための教育相談体制など、自殺予防の効果的な施策について記載している。

しかし、自殺の連鎖を防止するためにとられた対応として調査で明らかになったのは、本事案発生年の6月、市のいじめ根絶強化月間にからめて「自分の命を大切にしましょう」「友達に思いやりをもちましょう」と校長が生徒に話をする等の実効性の乏しいものであった。

一人の生徒の死という事態に対し、その重大さを受けとめることもなく、同様の事態を再び起こさないための再発防止策もとらないことは、「命を軽んじる」行為と言われても仕方のないことである。

(2)　断片的な情報を鵜呑みにして自殺の原因を推認したこと

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」では、自殺の動機や背景はすぐにはわからないものであること、情報がないからと早い段階で子ども同士のトラブルや教師の不適切な対応はなかったと決めつけてはいけないこと、公表された断片的な情報に対しそれのみが原因であると誤解しないよう慎重な対応が必要であるとしている。

しかし、本事案の事後対応を見ると、両親による「（自殺の原因は）いじめとは関係ない。」という趣旨の発言、本事案発生直後の報道にあった「直前に親と口論し家を飛び出した」、警察からの「事件性はない」との情報、さらには、事案発生場所が自宅のあるマンションであることなどから、学校要因ではないとの判断に早い段階から傾いていったことが推認される。

このように、「緊急対応の手引き」が求める「慎重な対応」とは正反

対の対応がとられたことは不適切である。

自殺の原因あるいは背景要因を明らかにするためには、幅広い調査によって事実を積み上げなければならない。たまたま得られた断片的な情報から学校生活に起因するものではないと判断することは、無責任と言われても仕方のない対応である。

(3) 遺族の「我が子に何があったのかを知りたい」という願いに応えていないこと

本事案の調査に関し説明や報告を受けていなかった遺族は、令和元年（2019年）7月、O中学校長に電話を入れ、生徒から話を聴くなどして調査を行ってほしいと要望している。しかし、S校長は「生徒たちが2学期から気持ちを切り替えて頑張ろうとしているところを、4月の最初に発生した衝撃的なことで気持ちが揺らぐのは心配である。」として、これを受け入れていない。

S校長は申入れを断ったわけではないとしているが、遺族が「どうしても生徒に対する調査はできないのか。」と確認した際にも、「（他の子どもたちが）心配です。」と答えており、このやり取りから遺族は断られたと理解している。客観的にも断わっているに等しいと判断できる。

「我が子に何があったのか知りたい」という遺族の心情は、なぜ自分の子どもが死へと追いつめられたのかを知りたいという願いである。学校事件で我が子を失ったある遺族はこれを「ビデオでひとコマひとコマを再現するように、自分の子どもに起こったことを知りたい」と表現している。

悲しみに覆われ、前を向くことすら困難な状態にある遺族が、再び前を向き次の一歩を踏み出すためには、「我が子の身に何が起きたのか、学校で何があったのか」を知る必要がある。

結果としてO中学校は遺族の思いに寄り添うことはできず、願いに応えていなかった。

第５　市教委に関する事実関係

１　小学６年生時の担任への指導について

(1)　平成 31 年（2019 年）3 月 8 日、I さんの母親、A さんの母親など D 小学校に在籍した子どもの保護者数名で構成される[redacted]会（以下「[redacted]会」という。）が、α熊本市議会議員とともに市教委を訪れ、「熊本市教員 F 氏に対する厳正な処分を行うことにより、F 氏による体罰や不適切指導の完全なる再発防止を求める嘆願書」（以下「嘆願書」という。）を熊本市教育長宛に提出した。

上記嘆願書は、F 教諭が長年にわたって児童に対し体罰、暴言及び不適切な指導を繰り返している旨を具体例を挙げて指摘した上で、F 教諭に対し厳正な処分をすること、管理職に対し処分をすること、再発防止体制を構築することなど全 7 項目の要望をし、3 月中に文書での回答を求めるものであった。

(2)　平成 31 年（2019 年）3 月 29 日、市教委は、[redacted]会の代表者に「要望に対する回答について」と題する書面を手交して、前記(1)の要望に対する回答をした。同書面には、F 教諭に対する厳正な処分を求める要望及び管理職に対する処分を求める要望に対し、今調査を行っているところであり、これらの処分についてはその事実確認を踏まえて適切に判断する旨が記載されていた。

(3)　市教委において嘆願書に記載されていた F 教諭の児童に対する体罰、暴言及び不適切な指導（以下「体罰等」という。）について事実確認の作業を行っていたのは、学校教育部教職員課であった。

平成 31 年（2019 年）4 月期の異動で、教職員課における担当者の交代が生じ、新たな陣容で D 小学校に在籍していた教職員、児童、保護者等への聴き取り調査の準備が開始されたが、そのような時期である同年 4 月 18 日、本事案が発生した。このため、上記聴き取り調査は、一時見合わせられることとなった。

２　本事案発生後の事実

(1)　平成 31 年（2019 年）4 月 18 日 19 時 50 分頃本事案が発生した。本

事案発生の事実は、同日 20 時 39 分頃、熊本市消防局から市教委へ連絡された。

市教委は、この連絡を受け、O 中学校の S 校長へ連絡をするとともに、学校教育部総合支援課所属の U 指導主事を病院へ向かわせた。

その後、市教委において、種々の情報収集を試みたが、その過程で、市教委の職員と個人的な交友のある警察官から「母親と部活のことでもめて家を飛び出し、20～30 分後に近所の人が『ドン』という音を聞いて生徒が倒れているのを発見した。」との情報を得た。

なお、病院に赴いた U 指導主事は、O 中学校の S 校長とともに、A さんの母親から「いじめとは関係ありません。」（生徒間のいじめが原因ではないとの趣旨）との言葉を掛けられている。

(2)　翌 19 日（金）、総合支援課所属の V 教育審議員及び W 指導主事が O 中学校に派遣された。その後約 1 週間、総合支援課所属の指導主事（W 指導主事又は U 指導主事）が同中学校に常駐し、同中学校と市教委総合支援課との連絡に当たった。この間、上記指導主事を通じて O 中学校と市教委とが協議、連絡等をして行った対応の主なものは、以下のとおりである。

ア　4 月 19 日（金）の放課後に全校集会を開いて校長から生徒らに本事案発生の事実などを伝えることを決定した。また、全校集会で校長が生徒らに話す内容については、A さんの両親の意見を聞いた上で決定されたが、その内容は、市教委にも伝えられ、市教委も確認したものであった。

イ　4 月 19 日（金）の時点で、緊急対応相談員（臨床心理士）よるカウンセリングが必要な生徒として 1 名が把握されたため、週末のうちに担当する緊急対応相談員（Y 臨床心理士）に連絡をとった上で、翌週明けの 4 月 22 日（月）に生徒 1 名につき Y 相談員によるカウンセリングを実施した。

ウ　4 月 22 日（月）、O 中学校では 1 限目に全校集会を開き、その際、校長の話に加え、総合支援課の U 指導主事から全生徒に対し SNS に関する話（A さんが死亡した事実に関し安易に SNS に投稿しないことなど

を内容とする話）がされた。

同日の２限目には、全生徒を対象としてアンケート（「心とからだの健康観察」）を実施したが、そのアンケートの内容は、O 中学校で決定し、市教委の確認を受けたものであった。

エ　4 月 23 日（火）に実施した学級担任による全生徒を対象とした面談の結果、緊急対応相談員（臨床心理士）のカウンセリングの対象とすべき生徒 5 名がリストアップされ、そのうちの 4 名については保護者の了解が得られたことから、4 月 25 日（木）に緊急対応相談員（Z 臨床心理士）によるカウンセリングが行われた。この緊急対応相談員への依頼、連絡は、市教委において行った。

オ　また、4 月 25 日（木）、Y 相談員によって、教職員を対象とする研修が行われたがその実施の決定は O 中学校が市教委と協議して行い、Y 相談員への依頼、連絡は、市教委において行った。

カ　なお、本事案発生後種々対応をとる中で、O 中学校から市教委に対する報告書提出の要否について話題となった際、市教委は、指導主事が常駐し、随時 O 中学校と市教委との間で情報を交換しているため、O 中学校において報告書を作成する必要はないとの考えを O 中学校に示した。その結果、本事案に関し、O 中学校（又は同校長）は報告書を作成しなかった。

この報告書に関する O 中学校と市教委とのやり取りの中で、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づく基本調査を意識した発言や行動は、本委員会の調査では確認できなかった。

(3)　市教委は、本事案発生の翌日である 4 月 19 日（金）、D 小学校に対し、同小学校在籍中の A さんの様子を確認するとともに、いじめ事案等についての情報提供を求めた。これに対し、D 小学校からは、いじめの情報はない旨の回答がされた。

なお、市教委から提供を受けた資料及び市教委の職員の供述によれば、この時市教委は「いじめなどについて」情報提供を求めた旨、すなわち、

児童間のいじめ以外にも A さんの死との関連を疑わせる情報についても提供を求めた旨述べているが、これを受けて D 小学校で回答の準備をした M 教頭は、いじめの有無についてのみ調査し、A さんにいじめに関する情報はない旨の回答をしている。このような事態は、D 小学校の管理職が市教委の求めを誤解したために生じたと言うよりも、市教委と D 小学校の双方が、もっぱら児童間のいじめや児童間のトラブルの有無に注意をとられ、その他の情報への意識が乏しかったために生じたものと思われる。

(4) 市教委（総合支援課）は、令和元年（2019 年）5 月になって、文部科学省に本事案発生の事実を報告する必要があるかどうかを問い合わせたところ、文部科学省から「『児童生徒の事件等報告書』による重大事件等の報告について」と題する文部科学省初等中等教育局児童生徒課平成 29 年（2017 年）4 月 26 日発出の事務連絡に基づいて報告をするよう促された。そこで、市教委は、令和元年（2019 年）5 月 13 日付けで「児童生徒の事件等報告書」を作成し、翌 14 日、文部科学省（初等中等教育局児童生徒課生徒企画係）にこれを提出して本事案発生の事実を報告した。上記「児童生徒の事件等報告書」には、「第 1 報について　令和元年（2019 年）5 月 13 日」との副題が付されている（以下、この報告書を「第 1 報」と記載することがある。）

なお、上記事務連絡では、児童生徒が自殺した場合（自殺が疑われる場合や未遂を含む。）、事案発生を確認した後速やかに（原則として 24 時間以内に）「児童生徒の事件等報告書」を文部科学省初等中等教育局児童生徒指導企画係に提出することが求められている。

(5) 教職員課による D 小学校に在籍していた教職員、児童、保護者等に対する聴き取り調査は、令和元年（2019 年）5 月以降順次進められ、その結果は、同年 7 月 10 日付けの「調査結果の概要」として整理された。この「調査結果の概要」では、F 教諭に関し、体罰にあたるものとして 3 件、暴言にあたるものとして 3 件、不適切な指導にあたるものとして 14 件、その他保護者や教職員に関係のあるもの（不適切な言動）として 7 件が挙げられている。

(6) 令和元年（2019 年）7 月 10 日の午前、後記(7)の[redacted]会との会合に先立ち、市教委の教職員課は、F 教諭に対し、F 教諭が在籍する N 小学校の校長同席の上、前記(5)の「調査結果の概要」を説明した。

その説明に当たった教職員課の職員は、F 教諭に対し、市教委として前記(5)の体罰、暴言、不適切な指導等を確認した旨の調査の結果を告げたと述べる。他方、F 教諭は、この時のやり取りを調査の一環と捉え、「調査結果の概要」に体罰及び暴言として記載されている事実について事実確認を受けた旨述べている。

「調査結果の概要」が作成された経緯からすると（その作成の過程で、既に F 教諭に対する聴き取りが行われている。）、この日行われたことは、教職員課の職員が述べるところを意図して行われたと解されるが、F 教諭にはその意図が伝わっていなかったと言わざるを得ない。

(7) 令和元年（2019 年）7 月 10 日の午後、市教委と[redacted]会との間で会合がもたれ、市教委からは、嘆願書に記載されていた F 教諭の体罰等に関する調査結果の説明がされた。

[redacted]会からは、同日付けの「熊本市教員　F 氏に対する厳正な処分を行う事により、F 氏による体罰や不適切指導の完全なる再発防止を求める嘆願書 2」（以下「嘆願書 2」という。）が市教委に提出された。嘆願書 2 には、①A さんに関わるものを含む追加の事例（F 教諭の体罰等に関する事例）を指摘して F 教諭に対する厳正な処分を求める内容、②F 教諭が過去に起こした[redacted]に関する質問、③嘆願書に対する 3 月 29 日の市教委による回答に対する質問、意見、要望等、などが記載され、7 月 31 日までに質問事項に対する回答や資料の提出を求める旨も記載されていた。

また、A さんの両親は、令和元年（2019 年）7 月 10 日付け「調査依頼」を市教委に提出した。この「調査依頼」には、A さんの死と F 教諭による体罰や不適切指導とが関係ないとは思えない、F 教諭が A さんにどのように接していたのか、A さんに対する体罰や不適切指導の有無、平成 30 年度（2019 年度）の 6 年 1 組における F 教諭の学級運営の仕方などを調査し、A さんの死との関連を可能な限り明らかにしていただきたいとの趣旨が記載されていた。

(8)　A さんの両親は、本事案発生後 3 か月を経過しても学校が行ったであろう本事案に関する調査の結果について O 中学校や市教委から説明を受けていなかった。そこで、令和元年（2019 年）7 月 23 日、養父は、熊本市個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求をし、本事案に関し O 中学校長から市教委にあてた「事故報告書」の開示を求めた。

市教委においてこの情報開示請求を担当したのは総合支援課であったが、その担当者は、A さんの母親に対し、「O 中学校が市教委に提出した報告書は存在しないが、市教委が文部科学省に提出した報告書は存在するので、この報告書であれば開示できる。」との趣旨を伝えた。そこで、上記個人情報開示請求の対象文書を市教委から文部科学省にあてた「事件等報告書」に改めた上で、市教委は、同年 8 月 7 日、前記(4)の市教委が文部科学省に提出した同年 5 月 13 日付けの「児童生徒の事件等報告書」の写しを養父に交付し、情報開示に応じた。

(9)　市教委は、前記(7)の[redacted]会から提出を受けた嘆願書 2 に対し、令和元年 8 月 14 日付けの書面で回答をした。この回答書面には、A さんに関わるものを含む追加の事例については、今後の追加調査等で確認し、対応する旨が記載されている。

市教委は、前記(7)の[redacted]会から提出を受けた嘆願書 2 及び A さんの両親から提出を受けた調査依頼を受けて、F 教諭の体罰等について関係者からの聴き取りなどの調査を継続し、その結果を同年 9 月 26 日付けの「調査結果の概要」のとおり整理した。この「調査結果の概要」では、同年 7 月 10 日付けの「調査結果の概要」と比べ、不適切な指導にあたるものとして 3 件が追加され、また、不適切な指導に当たるとされていた 1 件につき文言が追加修正された。

市教委は、内部での検討の結果、さらに調査が必要であると判断し、F 教諭の体罰等に関する調査が継続されることとなった。

(10)　A さんの両親は、前記(8)で開示を受けた「児童生徒の事件等報告書」を読んで疑問に思ったことなどを令和元年（2019 年）10 月 2 日付けの質問状に記載し、同日、これを市教委に提出した。この質問状には、市教委が本事案について積極的に調査をしようという姿勢が全く感じられない旨

を指摘した上で、[redacted]会から提出された嘆願書について担当した教職員課と本事案について文部科学省への「児童生徒の事件等報告書」提出を担当した総合支援課との間で重要な情報を共有していなかったのか、などの質問が記載されている。

市教委では、平成 31 年（2019 年）3 月 8 日以来[redacted]会が申し入れていた F 教諭の体罰、暴言、不適切指導などについては、教職員課が担当していたが、他方、同年 4 月 18 日に発生した本事案（A さんが死亡したこと）については、総合支援課が担当していた。A さんの両親は[redacted]会の構成員であり、かつ、遅くとも令和元年（2019 年）5 月には A さんの死亡した原因として A さんが D 小学校 6 年生当時に F 教諭から受けた指導があったのではないかとの思いをいだいていたことから、上記二つの件は、A さんの両親にとって、一連の切り離せないものであった。

ところが、教職員課及び総合支援課は、A さんの両親にとって上記二つの件が一連のものと認識されていることに十分に理解が及ばず、それぞれが自課の仕事を行うのみで、両課の連携は乏しかった。一例を挙げれば、本事案が発生した翌日である同年 4 月 19 日、教職員課の職員から総合支援課の職員に対し前日死亡した A さんが同年 3 月 8 日に[redacted]会から提出された嘆願書に記載のある子どもであるとの情報が伝えられたが、総合支援課の職員は、後記(12)の同年 11 月 7 日に行われた[redacted]会との会合まで、嘆願書を読むことなく、その内容を把握していなかった。

このようなことに加え、A さんの両親は、本事案につき市教委が行った調査の内容について説明を受けることがなかったことなどから、市教委の対応に不満や不信をいだくようになっていた。

(11) 令和元年（2019 年）10 月 18 日、市教委総合支援課の β 課長は西日本新聞社の記者から取材を受けた際、平成 26 年（2014 年）に文部科学省から出された「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」を知っているかとの質問を受け、「私自身はその指針を知らない。」旨答えた。

同月 29 日、西日本新聞に、「中 1 自殺調査報告拒む　遺族へ、『国の指針知らず』」との見出しで「本事案ついて、市教委が原因などを調査した結果について、遺族への説明を拒否した。」「市教委は文部科学省が定めた自殺の背景調査の指針を把握していなかったと説明している。」などと記載

された記事が掲載された。

市教委は、西日本新聞の上記報道を受け、同日、記者会見を開き、「本事案発生直後から、文部科学省が定めた「背景調査の指針」に沿って調査をし、5 月 13 日に同省に報告をした。調査後に保護者には学校を通じて説明をしていると認識していた。保護者の意向に沿えていないこと、調査のスピードで対応できていないこと、保護者に寄り添えなかったことなどについてお詫びする。」などの趣旨の説明をした。

(12) 前記(11)の記者会見が行われて間もない令和元年（2019 年）11 月 7 日、[redacted]会と市教委との間で会合が持たれ、A さんの両親も出席した。

この日の会合に先立ち、[redacted]会から市教委に対し、「10 月 29 日の記者会見の内容は、[redacted]会や A さんの両親が認識している事実と異なっている。この会合は、今後協力関係を築き、調査を進めて行くために、多数ある疑問点を晴らし、事実に関する共通認識を持つことを目的としている。全ての質問や疑問に答えられるように、全ての資料を持参していただきたい。」などの趣旨の要望が示されていた。

会合では、まず市教委の側から教職員課及び総合支援課のそれぞれについて、これまでの調査や対応の内容が口頭で説明された。併せて、これまで行った調査等に関する資料については、熊本市個人情報保護条例に基づく情報開示請求によらなければ示すことができないとの説明もされた。

なお、この説明の際、総合支援課の担当者は、同年 5 月 13 日付けで文部科学省に提出した「児童生徒の事件等報告書」を「基本調査の第 1 報」と表現した。この事実は、この時点において、総合支援課の職員は、「背景調査の指針」に基づく基本調査の報告と同年 5 月に文部科学省に提出した「児童生徒の事件等報告書」との違いを理解していなかったことをうかがわせる。後者は、「『児童生徒の事件等報告書』による重大事件等の報告について」（平成 29 年 4 月 26 日事務連絡）に基づいて提出が求められているものであって、「背景調査の指針」とは直接の関係はない。

その後、A さんの両親は、前記(11)の記者会見で市教委の職員が述べた内容と自分たちの認識とが食い違う点について一つ一つただそうとしたが、市教委から満足の行く回答が得られなかったため、後日質問事項を文書にして市教委に提出し、市教委から文書で回答を得ることになった。

この会合で、市教委の側から、これまで教職員課と総合支援課との連携が悪かったため、A さんの両親との窓口となる組織を立ち上げたいとの意向が示されたが、A さんの両親や[redacted]会に同行したα議員からは市教委の上記意向を受け入れる旨の発言はなかった。

(13) 前記(12)のとおり、調査等に関する文書は情報開示請求をしなければ開示を受けられない旨の説明を受けたため、令和元年（2019 年）11 月 7 日、前記(12)の会合終了後、A さんの養父は、本事案に関して行われた全教職員からの聴き取りに関する資料、生徒たちへのアンケートや生徒からの聴き取りの資料、調査記録、学校や市教委が対応した内容に関する記録などの開示を求める個人情報開示請求をした。養父がこのような請求をしたのは、それまで市教委からこれらの開示を求めた資料を示した説明がされていなかったためである。

上記の個人情報開示請求に基づき、同月 28 日、市教委から文書の開示がされたが、開示された文書には、教職員からの聴き取りに関する資料は存在せず、生徒に対するアンケートは生徒が記載した部分を全て黒く塗りつぶしたものが 5 通のみ開示され、生徒からの聴き取りの資料はなかった。

なお、同月 28 日、市教委から A さんの両親に対し、同年 10 月 2 日に提出した質問状に対する回答書が手交された。

(14) A さんの両親は、前記(12)の会合で質問を予定していた 87 項目を書面に整理し、令和元年（2019 年）11 月 21 日、「質問書 2」として市教委に提出した。

「質問書 2」に対しては、同年 12 月 12 日、市教委は、A さんの両親に対し、書面で回答をした。

この回答書は、質問事項全てにつき逐一回答が記載されたものであったが、この回答書も、同年 11 月 28 日に手交された同年 10 月 2 日の質問状に対する回答書も、A さんの両親の疑問を解消するものではなかった。

(15) 前記(12)の会合後、市教委では、同会合で示した意向のとおり、本事案に関する窓口を一本化するとともに、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づいた基本調査報告書を作成することを目

的として、専任プロジェクトチーム（以下「専任ＰＴ」という。）を組織することを決定し、その準備に入った。

専任ＰＴは、市教委教育総務部教育政策課のγ教育審議員を長とし、市教委の外からも人材を求め、市長部局の職員も構成員として、令和元年（2019 年）12 月 1 日発足した。

専任ＰＴが組織されたことは、A さんの両親が同年 12 月 12 日頃別の用件で市教委に赴いた際、A さんの両親に伝えられた。A さんの両親は、もともと本事案について教職員課及び総合支援課のほかに組織を作ることに賛成できないでいたところ、専任ＰＴの発足を事後に知らされたため、この点からも市教委に対する不信を覚えることになった。

(16) 専任 PT は、本事案に関して総合支援課及び教職員課から資料の引継ぎを受けた上で、追加の事実確認も行い、令和 2 年（2020 年）3 月 30 日、本事案に関する基本調査報告書を作成し、A さんの両親に手交した。

また、同日、教職員課は、F 教諭の体罰等に関する調査の結果を同日付けの「調査結果の概要」に整理した。この「調査結果の概要」では、F 教諭に関し、体罰にあたるものとして 6 件、暴言にあたるものとして 1 件、不適切な指導にあたるものとして 26 件、その他保護者や教職員などへの不適切な対応等として 7 件が挙げられている。なお、令和元年（2019 年）7 月 10 日付け及び同年 9 月 26 日付けの「調査結果の概要」には、暴言にあたるものとしていずれも 3 件が挙げられているが、上記 3 月 30 日付けの「調査結果の概要」には、これらをまとめて 1 件として記載されている。

(17) 前記(16)の基本調査報告書は、本事案が発生した平成 31 年（2019 年）4 月 18 日以降の事実を時系列でまとめ、その記載内容に関する資料を添付したものであって、その中で本事案について「背景調査の指針」に基づく詳細調査へ移行する旨が述べられており、A さんが自殺した背景事情についての記載はなかった。

この基本調査報告書を受け取った A さんの両親は、この基本調査報告書に対し、「自殺前の情報がほとんどなく、自殺に追い込まれる過程がこの報告書からは見えてこない」と感じ、市教委に対し、令和 2 年（2020 年）4 月 27 日付けで「基本調査報告書を受けて」と題する書面を市教委に提出

し、基本調査報告書の修正を求めた。

市教委において基本調査報告書の作成に当たった専任ＰＴは、同年 3 月末に解散しており、A さんの両親との窓口や基本調査報告書に関する事務は、同年 4 月から教育政策課内に新たに設けられた学校問題対応チームが担当することとなった。

学校問題対応チームは、A さんの両親の要望を受け、新たな事実調査を行った上で、令和 2 年（2019 年）8 月 24 日に基本調査報告書の修正版を作成し、これを A さんの両親に手交した。

令和 2 年（2020 年）8 月 24 日修正の基本調査報告書において同年 3 月 30 日付けの基本調査報告書から修正された大きな点は、報告書に記載されている事実の経過について、後者は本事案が発生した平成 31 年（2019 年）4 月 18 日から記載されているのに対し、前者はそれ以前の[redacted]会が指摘する平成 27 年（2015 年）9 月～12 月の事実から記載されているところにある。修正後の基本調査報告書にも、A さんが自殺した背景事情についての記載はなかった。

3　事後対応に対する評価

(1)　O中学校の事後対応を適切に指導・監督しなかったこと

ア　「背景調査の指針」に基づいた調査を行うよう指導しなかったこと

O中学校の事後対応についての評価で述べたとおり、同中学校は「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に則った調査等を行えていなかった。同校の対応は市教委からの「指示待ち」に近いものがあったが、これを指導・監督する市教委は、「背景調査の指針」の内容を十分に理解していなかった。

市教委の説明によれば、事案発生当初から「背景調査の指針」の概要版を用いていたとしているが、実質的に「背景調査の指針」に則った調査や、調査目的や方法等の遺族への説明は行われていない。

さらに言えば、本委員会の聴き取り調査時点でさえ、「背景調査の指針」の主要な内容を理解しているとは認められなかった。

イ　O中学校が行うべき子どもの心のケアを適切に指導・助言していないこと

事案発生後、O中学校には緊急対応相談員（臨床心理士）が派遣され、4月22日（月）に生徒1名に対するカウンセリング、同月25日（木）に4名の生徒のカウンセリングを行っている。

緊急対応相談員の制度は、スクールカウンセラーの制度と別立てになっており、子どもの自殺が起きた場合の連携は考えられていなかった。

そのため、緊急対応相談員は通常のカウンセリング同様に守秘義務から記録を残すことはなく、養護教諭や管理職（教頭又は校長）に口頭で説明を行うに留まっていた。

しかし、こうした事態においては、緊急対応相談員が行ったカウンセリングの結果は、場合によっては、対象児童生徒に対する継続的な心理面のケアの必要性を判断する上でも重要な情報となる。また、そこまでの必要性がない場合であっても、注意して見守る必要性の有無を判断する上でも情報として重要である。子どもの自殺という重大な事態がおきたときの児童生徒の心理への支援としては、緊急対応相談員とスクールカウンセラー、管理職の情報共有については、積極的に行われるべきであると考える。

また、O中学校の事後対応の評価でも触れたことであるが、「背景調査の指針」は、自殺が起こってしまったときの対応の原則（ポストベンション）として、①反応が把握できる人数で集まる、②自殺について事実を中立的な立場で伝える、③率直な感情を表現する機会を与える、④他者の自殺を経験したときに起こり得る反応や症状を説明する、⑤個別に話したいと思う人にはその機会を与える、⑥自殺に特に影響を受ける可能性のある人に対して働きかけるなどの対応策を示している。

O中学校が、「背景調査の指針」が示す具体的な対応を行うことなく、形ばかりのケアに終始していたのであるから、市教委にはこれを適切に指導・助言することが求められた。緊急時に適切な対応を行うためには、平時の入念な準備が求められる。特に課題と考えられるのは、緊急対応相談員とスクールカウンセラー、管理職、市教委との連携である。この連携が不十分な場合、緊急対応としての児童生徒へのケアが十分だったのか確認できないし、ケアからもれた児童生徒への

対応も行われないことになる。つまり現状は、緊急対応が緊急対応のまま終わっている。少なくとも、緊急対応相談員とスクールカウンセラーの連携は必須ではなかったのか。

そして、市の緊急対応相談員（臨床心理士）は3名であり、場合によっては人員が不足する可能性が残る。緊急対応相談員を派遣する立場にある市教委としては、O中学校への派遣人数が十分であったのか、必要な心理面のケアが行われたのかを確認する必要があったはずである。発生する事態によっては緊急対応相談員の人員が不足することを想定し、臨床心理士会等の専門組織との連携を図ることも必要ではないだろうか。

また、本事案発生時の4月18日は、学校に配置されたスクールカウンセラーが勤務に就けない空白の時期に当たった。これは、スクールカウンセラーが会計年度ごとに決められた勤務時間内でしか勤務ができず、担当する複数の学校における勤務時間の割り振りが決まって実際に勤務に就くまでに1か月くらいの時間を要するためである。つまり3月末から4月末くらいまでは、スクールカウンセラーが実際の勤務に就けない空白の時間が生まれることになる。この仕組みは改善される必要があると考える。

(2) 「背景調査の指針」に関する市教委の知識が不足していたこと

市教委が令和元年（2019年）5月に文部科学省に提出したいわゆる「第1報」は、平成29年（2017年）4月26日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課が発出した「『児童生徒の事件等報告書』による重大事件等の報告について」と題する事務連絡に基づいたものである。

この事務連絡は、児童生徒が自殺した場合（自殺が疑われる場合や未遂を含む。）及び児童生徒が他の児童生徒等の命を奪う等重大な犯罪又は触法行為を起こした場合に情報提供を求めるものであるが、自殺の場合については、いじめを受けていた、友人関係で悩んでいた、教職員との関係で悩んでいた（これらの可能性があるものを含む。）など、学校生活に起因する可能性がある場合や、事案が全国報道で扱われ得る場合には、特に速やかな報告を求めている。

したがって市教委が文部科学省に提出した「第1報」は、基本調査報

告書ではない。しかし、市教委は「背景調査の指針」に基づいた基本調査の報告書を文部科学省に報告したかのように遺族に説明したり、O中学校で行った「心とからだの健康観察」やその後の担任と生徒の面談を基本調査の一環であると説明する等、対応に混乱が見受けられる。こうした混乱の背景には、事後対応に関する通知やガイドラインに関する知識の不足があったと思われる。

なお、本委員会が確認したところ、本事案以前の平成25年（2013年）、平成26年（2014年）、平成27年（2015年）及び平成28年（2016年）の自殺又は自殺が疑われる事案（未遂を含む）の報告書と、本事案以後の令和2年（2020年）及び令和3年（2021年）の同様の報告書とでは、明らかに調査の詳細さが向上している。

本事案まで理解が十分でなかった「背景調査の指針」について、本事案の反省に基づいて対応を改善したことは一定の評価ができる。しかし、本事案以後の２件の調査でも結果報告が 口頭での説明にとどまるなど、「背景調査の指針」が求める要件を十全に満たすものでない。「背景調査の指針」の求めるところを理解した上でさらに改善する余地が残る。

(3) 遺族の「より詳細な調査を」との申入れに応えなかったこと

令和元年（2019年）7月10日、遺族は市教委に対し文書「調査依頼」と口頭で、Aさんについての調査依頼を行っている。なお、この段階で遺族は、O中学校が全校生徒に対し「心とからだの健康観察」を実施したことも、生徒と面談したことも、O中学校及び市教委から知らされていない。

調査依頼には、Aさんの死が中学校に入学して間もなくのことであること、生前「大人は信用できない」「学校がストレス」と語っていたことが書かれており、Aさんの自殺とF教諭の不適切な言動の関連性について、可能な限り明らかにしてほしいと求めている。

この時点で、「背景調査の指針」に定める詳細調査へと舵を切るべきであったが、市教委の対応は鈍く、遺族の希望が叶えられて本委員会が設置されるまでには、さらに時間を要することとなった。

(4) 初動の不備に気づいた後も、「背景調査の指針」に則った対応を怠ったこと

市教委は、令和元年（2019年）10月29日の西日本新聞報道で、「背景調査の指針」に則った対応が行われていなかったことを指摘された後も、O中学校が基本調査として生徒を対象としたアンケートや、教職員への聴き取り等を行ったとの主張を変えることはなかった。

しかし、本報告書の「第4 中学校に関する事実関係」の「3 事後対応に対する評価」で述べたとおり、O中学校は「背景調査の指針」に基づいた「基本調査」を行っておらず、遺族への報告を行っていないなど、「背景調査の指針」に則った対応が行われていなかったことは明らかであった。

その結果、遺族が「我が子に何があったのか」を知るため、市教委が文部科学省に提出した「第1報」の開示を求めた際にも、個人情報開示請求を行わなければならなかった。正しく「背景調査の指針」に則った対応がとられていれば、遺族がこうした制度を利用しなくても調査結果を提供されるはずであり、無用の手間と苦痛を与える結果となった。

付言すれば、本事案に対応するための教職員課及び総合支援課以外の組織を作ることについて、Aさんの両親が賛成できないでいたにもかかわらず、専任PTの発足を知らされたのは事後であった。それ以前の市教委の対応に対しても疑問をいだいていた両親は、さらに不信感をつのらせた。なぜこれほど、ちぐはぐな動きが続けられたのか、理解に苦しむ。

しかし市教委は、新聞報道の指摘があった段階においても、「指針に則った調査は行っている。」との姿勢を崩すことなく、その後も対応を改めることはなかった。結果的に、基本調査報告書がまとまったのは令和2年（2020年）3月30日であり、その後修正を経て同年8月24日に改訂版が出されている。これは、事案発生から1年4か月後であり、異例に長い時間を要した上、修正後の基本調査報告書においても、Aさんが自殺した背景事情についての記載はなく、不十分なものであったと言える。

結果として、基本調査の長期化を招いたこと、及び遺族の「我が子に何があったのかを知りたい」という願いに反する結果を招いたことは否めない。

(5) F 教諭への指導が十分でないこと

市教委教職員課は、F 教諭による体罰・暴言・不適切指導について調査し、その結果を令和元年（2019 年）7 月 10 日付けで、「調査結果の概要」という書面にまとめた。「調査結果の概要」には、体罰にあたるものとして 3 件、暴言にあたるものとして 3 件、不適切な指導にあたるものとして 14 件、その他保護者や教職員に関係のあるもの（不適切な言動）として 7 件が挙げられていた。

市教委は同日の 7 月 10 日に、F 教諭に対し「調査結果の概要」を説明した。説明に当たった教職員課の職員は、F 教諭に対し市教委として前述の体罰、暴言、不適切な指導を確認した旨を告げたと述べる。他方、F 教諭はこの時、「調査結果の概要」に体罰及び暴言として記載されている事実について事実確認を受けた旨述べている。

「調査結果の概要」が作成された経緯からすると、教職員課の職員が述べるところを意図して行われたと解されるが、F 教諭にはその意図が伝わっていないと思われる。

市教委が確認したF教諭の行為は、児童に対するものだけでも20件に及んでおり、これを放置すれば今後も児童に対して同様の行為を繰り返すことが懸念される状況にあったと言える。市教委はこの時点で確認した事実に基づいてF教諭に対する処分等を行っていないが、そうであるならば、F教諭に対し、市教委として体罰等の事実を確認した旨を確実に伝えるとともに、何らかの行動変容に結びつく指導的対応が期待される場面であった。

第６　本件自殺の心理的考察

１　自殺の定義

自殺は「その結果を予測しつつ自ら意図して自らを殺す行為」と定義され、一般に「自らの死の意図」と「結果予測性」が重視される。しかし現実には、小児の場合等、両者を確認しがたい事例も存在する。子どもの特性を考えると、「子どもの自殺行動は自分自身をひどく傷つけたり、あるいは死をもたらすという意図を持ったすべての自己破壊行動である（フェファー、1990)」という定義が受け入れやすいと考えられる。

本事案においては、遺書は存在しないものの、A さんが飛び降りという致死性の高い手段を用いている点から、本委員会として上記定義に照らして A さんは自殺で亡くなったと認定する。これは当時の警察の所見とも合致する。

２　自殺関連行動の理解

文部科学省は、平成 21 年 3 月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」というリーフレットを作成し、その中で「自殺が現実に起きてしまう前に子どもは必ず「助けて!」という必死の叫びを発しています。学校で毎日のように子どもに接している教師の皆さんこそが、この叫びを最初に受け止めるゲートキーパーでもあります。」と注意喚起している。また「自殺はたったひとつの原因から生じるのではなく、さまざまな複雑な問題が重なって起きています。」とも述べている。

そして、自殺に追い詰められる子どもの心理として、以下の特徴を呈示し、「自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的である。」と説明している。

① ひどい孤立感：誰も助けてくれないとしか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。
② 無価値感：「私なんかいない方がいい」などといった考えがぬぐいされなくなります。
③ 強い怒り：自殺の前段階として強い怒りを他者や社会にぶつけることもよくあります。
④ 苦しみが永遠に続くという思いこみ：自分の苦しみが、永遠に続くと

思いこみ、絶望的になっています。

⑤ 心理的視野狭窄：自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。

さらに、「どのような子どもに自殺の危険が迫っているか」として、次のような特徴を数多く認める子どもには潜在的に自殺の危険が高いと考える必要があると注意を促している。

① 自殺未遂
② 心の病
③ 安心感のもてない家庭環境
④ 独特の性格傾向（極端な完全主義、二者択一的思考、衝動性など）
⑤ 喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗など）
⑥ 孤立感（とくに友だちとのあつれき、いじめなど）
⑦ 安全や健康を守れない傾向（最近、事故や怪我を繰り返す）

このリーフレットに記載された上記のような特徴は、いわゆる自殺の危険因子として認められているものであり、自殺の危険性を判断するときに注視すべき徴候である。

これまで認定してきた事実から、本事案でも自殺の危険因子の存在が認められる。それがどのようにして生じたのか、またどのような経緯で A さんが自殺にまで至ったのかを検討する。

3　本件自殺の心理的考察

(1)　自殺に至った精神状態の推移について

第２－２で述べてきたように、小学 6 年生になってから、A さんの精神状態には徐々に変調が見られるようになっている。

Ａさんは、1学期途中からトイレの時間が長くなり始め、2学期には長いときは2時間に至るほどになっている。身体症状は、特に子どもにおいては精神状態の悪化を示唆する、いわゆる入門症状として重要である。また祖父が気づいた円形脱毛症は、一般的に精神的ストレス状態で認められることの多い症状である。A さんは、ランドセルがパンパンになるほど教科書などを詰め込み、忘れ物をしないようにして登校しており、こうした状況も A さんにとって負担だったと思われる。このように、A

さんには小学 6 年生の前半から相当のストレスがかかっていたと推察される。

2 学期になると、中途覚醒が見られるようになり、また 1 月の身体測定での体重が 9 月の体重より減少していたことから、おそらく食欲も低下していたと思われる。友人の 1 人は、A さんの自殺をほのめかす発言を聞いている。この頃、A さんにイライラした様子があったと数名の子どもが述べているが、子どもの場合、イライラ感は抑うつ気分や不安の表現型として認められるものである。笑顔の減少、表情の硬さも抑うつ気分の症状に合致する。また睡眠障害や食欲の低下も抑うつ症状として一般的に認められる症状である。

3 学期以降は、部屋でボーッとしていたり、シャワーを長時間浴び続けたりするなど、抑うつ症状としての集中力の低下や気力の減退、易疲労性を示唆するエピソードが認められる。2 月のテスト結果に、「こんなんじゃダメだ」と泣きながら言った反応も、同じく抑うつ症状である悲観的思考の表出と思われる。3 月に「死」「絶望」「呪」などとノートに記載したことは、当時の A さんの精神状態を考慮すれば、攻撃性あるいは焦燥感、自殺念慮を示唆すると言える。春休みに友人との遊びを断ったこと、休日は休養したいという発言は、強い易疲労性の存在を意味する。

A さんの場合、医療機関を受診しておらず、得られた情報からのみでうつ病と診断をすることはできないが、睡眠や食欲の障害、集中力の低下、自殺念慮、抑うつ気分、易疲労性などの抑うつ症状が多数認められることから、抑うつ状態であった可能性が高い。遅くとも小学 6 年生の3学期にはかなり重篤な抑うつ状態にあったと推定できる。

春休みの休養により、A さんは幾らかの元気さを取り戻して中学校に入学したと思われるが、朝の起床困難や易疲労性が持続し、登校時に友人との待ち合わせに間に合わないような場合もあった。学校でも活気のなさに気づいていた友人もいた。その状況で、A さんは文化部と運動部で迷い、決められないでいた。このことは新入生にとって珍しいことではないかもしれないが、抑うつ状態にあった A さんには、抑うつ症状としての決断困難があったと考えられ、A さんへの負荷は相当程度大きかったであろう。入部希望届の提出期限が迫る中、A さんの焦燥感は増悪

していったと思われる。

亡くなる当日、A さんは友人に、家を出る、14 階から飛び降りる、という話をしている。家を出るというのは、家庭や家族に問題があるという意味ではなく、とにかく逃げたい、これ以上耐えられないという A さんの負担感や切迫感を示すと理解すべきであろう。つまりこの時点で既に追い詰められた感覚に支配され、自殺願望が切迫したものになるなど、極めて脆弱な精神状態であったと思われる。自宅で母親とした部活動を巡るやり取りも、本来なら何気ない日常の一コマに過ぎないものであったと思われるが、この時の A さんには些細な出来事も重大なことのように感じられ、結果として死ぬこと以外に解決策が浮かばない状況、すなわち心理的視野狭窄状態に陥ったと考えられる。亡くなる直前に自宅に戻った時、最後まで死ぬことへの逡巡があったのか、焦燥感のため落ち着かなかったのか、その真意を推し測ることは困難である。

文部科学省のリーフレットに記載されている 5 つの自殺前の心理状態について考えると、3 月のノートは強い怒りの表出であり、亡くなる直前には心理的視野狭窄状態であったと思われる。また耐えられない苦しみが続くと思い込み、逃げたいという気持ちになったものと推察される。孤立感、無価値感を示唆する明確なエピソードは同定できなかった。

(2) A さんに認められた自殺関連要因について

うつ病は自殺の危険因子として極めて重要なものであり、精神医療では、うつ病の治療を行うとき常に自殺の危険を念頭に置いている。A さんは、小学 6 年生の 3 学期から亡くなるまでの間、かなり重篤な抑うつ状態であったと推定されるが、医療機関を受診していないため、うつ病と診断することはできない。そこで自殺関連行動という点から A さんの心理状態について検討する。

自殺に関して、文部科学省のリーフレットにも記載されているような種々の危険因子が同定されてきた。それらが、どのように自殺願望や自殺企図などの自殺関連行動に結実するのか、そのメカニズムを包括的に説明する有力な理論に、ジョイナーらによって構築された自殺の対人関係理論がある。この理論は、例えば、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センターが招集したワー

キンググループの報告書（平成 27 年 3 月発行）においても、世界的に注目され近年数多くの実証研究が進められているとレビューされている。

この理論によれば、自殺関連行動は死にたいという「自殺願望」と自殺を実行する「身についた自殺潜在能力」の両者が揃うことにより生起すると考えられる。そして自殺願望は、自分が周囲の人々や社会にとってお荷物になっていると感じる「負担感の知覚」と、家族や仲間あるいは集団などから阻害されていると感じる「所属感の減弱」という 2 つの潜在的要因が存在した時に生じてくると考える。同様に、身についた自殺潜在能力は、「身体的な痛みへの慣れ」と「死に対する恐怖の減弱」という 2 つの潜在的要因から構成されるとしている。それぞれの危険因子は、これらの潜在的要因を通じて自殺関連行動に至ると考えられている。

A さんは、友人が小学 6 年生の[redacted]転校するという別離を経験し、春休みは、A さんの易疲労性のためその友人からの遊びの誘いを断った。中学校入学前後に A さんが「受験をしていれば」というような発言をしたのは、O 中学校で表面的には交流をしていても、内心では打ち解けない感覚を持っていたことや転校していった友人を懐かしんでいた可能性を示唆する。このような仲間との相互的な関係を失ったという感覚が「所属感の減弱」をもたらしたと考えられる。

A さんには、易疲労性や長時間のトイレなどの体調面の変化が認められ、身体的な苦痛を感じていたと推察できる。身体的苦痛は「負担感の知覚」の構成要素と考えられている。また亡くなる直前の焦燥感や 2 月のテスト結果への悲観的評価も、自己嫌悪という観点から「負担感の知覚」に影響している。

A さんは、小学 6 年生の 2 学期に友人と自殺について話していて、亡くなる直前にも飛び降りることを話している。卒業前にノートに書いた「死」の言葉は、2 回の自殺の話をつなぐものだったのかもしれない。他者に話すことは、想像上のリハーサルでもあり「死に対する恐怖の減弱」をもたらすと言える。

経過を考えると、小学 6 年生の時から「所属感の減弱」や「負担感の知覚」は生じており、また同じく小学 6 年生時に芽生えた「自殺の潜在能力」が中学校入学後に強化されたと考えることができる。

(3) 小学6年生時の学校環境とAさんの自殺との関連について

子どもの精神状態のアセスメントにおいて、念頭に置くべき視点の 1 つは小学 5 年生までの A さんとの相違であり、経時的な変化に注目してアセスメントすることが重要である。

その意味で、家庭環境や仲間関係には小学 5 年生までと顕著な変化はなく、本委員会が得た情報からは家族、仲間とも良好な関係にあったと考えられる。一方、小学 6 年生時の担任は、姉が[redacted]部に所属していた時に、姉に対して不適切な言動をしていた F 教諭だった。これまで本報告書で記載してきたように、F 教諭には様々な不適切な指導があり、子どもたちは F 教諭の顔色や言動をうかがって対応していた。このような状況は、健全な学校環境とは言えない。

文部科学省が作成した「生徒指導提要（案）（令和 4 年 8 月 26 日）」の第 3 章 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制には、以下のとおり不適切指導や体罰の影響を記載している。「たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失など児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感じる場合もあります。そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあり、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体で、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。（下線は本委員会）」

本事案においても、F 教諭の不適切な指導により、複数の児童や教職員に精神的、身体的影響が現れており、中には医療機関の受診が必要だった者もいた。さらに F 教諭の指導は、間接的にも多くの子どもに影響していたと考えられる。例えば、本委員会の聴き取り調査時に、F 教諭の指示に応じたことを後悔していた者や、友人への指導の様子を見てい

るのが辛かったと述べた者がいた。また小学校を卒業して 1 年以上経過しても、F 教諭の指導を思い出すのが辛いと、スクールカウンセラーに相談している者もいる。A さんも、自分自身が指導されたり友人が不適切な指導を受けるのを目撃したりしている。

このような不適切な環境に置かれた子どもに、どのような影響が認められるだろうか。最も深刻な不適切環境である児童虐待に関する研究で、面前 DV（ドメスティック・バイオレンス）を含む被虐待体験が、子どもたちの脳に不可逆的変化を及ぼすことが知られている。現在のところ、教員の不適切指導が同様の結果をもたらすという報告はない。しかし、動物モデルではあるものの、逆境的状況を目撃することで抑うつ症状が生じるという報告もある。

A さんは、小学 6 年生の 1 学期から抑うつ症状が出現し徐々に深刻になっていき、自殺の危険が高い状態になっていたと考えられる。また A さんが置かれた状況を自殺関連行動という視点で検討しても、自殺の危険が高まっている状況だったと考えられる。

文部科学省がリーフレットで述べているように、多くの場合、自殺はさまざまな複雑な問題が重なって起きている。また抑うつ状態の発症にも多因子が関与しているため、唯一の原因を特定することは困難であることが多い。本事案においても、自殺の原因を特定することはできないものの、徐々に重症化していた抑うつ状態が、A さんが自殺に至った一因と考えられる。そして前述の F 教諭の不適切な指導が、A さんの抑うつ状態の発症や増悪に強く影響した蓋然性が高いと言える。

(4) A さんの自殺を防げた可能性について

前述のとおり、A さんの変調はある時急激に生じたものではなく、まさに「長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥って」いったと考えられる。本事案の経過中に、A さんの自殺を防ぐことができた可能性を検討することは、今後の自殺防止を考える上でも重要と思われる。

小学 6 年生の 1 学期から変調を見せていた A さんが、3 学期には明らかに睡眠や食欲が悪化し、同時に集中力の低下や易疲労性を見せ始め、友人と遊ぶことも回避するようになっていた。3 学期のボーッとしていた様子は、明らかに元気な A さんとは異なる姿だった。しかし、子ども

の抑うつ状態は大人とは大きく異なっている。例えば、気分の落ち込みや活気がないなどの抑うつ気分は、小中学生ではイライラ感として表出されることが一般的であり、睡眠障害でも過眠という大人では非定型的とされる症状として現れることが少なくない。小学校時代、仲良しの友人の中には A さんの変化に気づいていた者もいたが、多くの同級生や教員は気づいていなかった。易疲労性についても、成人では終日近く倦怠感が持続することが典型的であるのに対し、子どもの抑うつ状態では易疲労性が場面に応じて変化することも稀なことではない。したがって、子どもの抑うつ状態に気づくには、子どものメンタルヘルスに関する経験と知識が必要となる。たとえ、母親のように看護職であっても、児童精神医療に関わった経験がなければ、A さんが抑うつ状態であったと気づくことは困難であったと思われる。

子どもの精神状態のアセスメントでは、いろいろな情報を総合的に考える必要がある。本事案の場合、もしも「死」などと書かれたノートについて管理職が報告を受けた 3 月の時点で､給食委員会以外での A さんの様子や自宅での状況を聴取していれば､A さんの変調やその程度を推察できたと思われる。管理職は、A さんが｢死｣などと書いた理由を｢ストレス解消｣と答えたと報告を受けたのであれば、それが単なる軽口なのか、それとも本当に何かストレスを抱えているのではないか、慎重に検討すべきであった。少なくとも、ノートの内容を両親に伝えておけば、当時両親も A さんの様子に違和感をもっていたため、医療機関受診につながり、結果として自殺を防げた可能性は十分あったと考えられる。同じ言葉でも、子どもが置かれた状況や心理状態により、その意味するところは大きく異なることを、管理職は認識しておくべきであった。

また(3)に述べたとおり、A さんの変調に F 教諭による不適切指導が強く関わっていたと想定される。したがって、管理職が F 教諭に対して適切な指導を行い、F 教諭の言動が是正されていれば、A さんの抑うつ状態の発症や増悪を防ぐことができた可能性があったと思われ、結果として A さんの自殺を防ぐことに寄与したのではないかと推察される。

第７　総括

第１から第６において、本委員会の２年間にわたる活動経過、調査及び検討してきた内容を詳述した。本委員会が認定した事実や考察内容を要約する。

１　Ａさんは、Ｏ中学校入学後間もなく、平成31年（2019年）４月18日に自ら命を絶って亡くなった。

２　Ａさんは、Ｄ小学校６年生の１学期から変調を来し、２学期から３学期にかけて、徐々に睡眠障害、食欲低下、集中力の低下、易疲労性などの抑うつ症状が増悪していったと推認される。

３　Ａさんの抑うつ症状は、春休み中の休養によっても十分に回復することはなく、中学校入学後は易疲労性や焦燥感が強まっていった。部活動の選択時期が迫る中、追い詰められた感覚が強まり、亡くなる当日には、極めて脆弱な精神状態となっていた。自宅で母親とした部活動を巡るやり取りは、本来なら何気ない日常の一コマに過ぎなかったと思われるが、この時のＡさんには些細な出来事も重大なことのように感じられ、結果として死ぬこと以外に解決策が浮かばない状況、すなわち心理的視野狭窄状態に陥り、自殺に至ったと考えられる。

４　Ａさんの家庭環境や仲間関係は、小学５年生以前と小学６年生とで顕著な変化はなかった。

５　小学６年生の時、Ａさん自身及び他の児童はＦ教諭から不適切な指導を受けたり、それを目撃したりしていた。複数の子どもが辛い体験をし、何名かは医療機関を受診していた。Ａさんは担任に対して嫌悪感をいだいており、友人と担任の悪口を言い合ったりしていた。卒業直前の３月には、ノートに「死」「絶望」「呪」などと書き記していた。

６　自殺や抑うつ状態の原因は多因子であると考えられ、本事案においても直接的な原因を特定することは困難であるが、徐々に重症化していた抑うつ状態が、Ａさんが自殺に至った一因であると考えられる。そして小学校時代の経過を考慮すると、Ｆ教諭の不適切な指導がＡさんの抑うつ状態の発症や

増悪に強く影響した蓋然性が高いと言える。

7　F 教諭は、[redacted]や教科教育においては、とても優れた手腕を有していると多くの関係者が認めている。一方で、D 小学校に赴任する以前に不適切指導により市教委から[redacted]を受けたことがあり、D 小学校に赴任してからも、児童への不適切指導により管理職から助言や指導を受けていた。しかし、F 教諭自身には管理職から指導を受けたという認識も自分の指導の問題点についての認識も乏しく、その後も不適切な指導が反復された。管理職が、F 教諭に対し繰り返し十分な指導を行い、不適切な指導を是正させていれば、A さんの抑うつ状態の発症や増悪を防ぐことができた可能性がある。

8　A さんがノートに「死」などと書いたことについて、D 小学校の管理職は保護者に連絡せず、管理職が見守る判断をした。その時点での A さんの状況について、関係教職員と情報共有するとともに保護者から自宅での様子を聴取することにより、A さんの状態について適切なアセスメントができたと考えられる。少なくとも保護者に連絡していれば、両親も自宅での様子に違和感を持っていたことから、医療機関受診などの対応ができていた可能性が高い。

9　市教委は、当時、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」の理解が不十分であり、その趣旨に則った対応を行っていなかった。在籍していた中学校への助言・指導も不適切だったと言える。

10　本事案を受けて、市教委は令和 2 年（2020 年）1 月 23 日に「自殺又は自殺が疑われる事案」に関するフローチャートを作成し、各学校に通知している。また本事案後の類似の事案に関する基本調査報告書では、改善が認められている。十全ではないものの「背景調査の指針」の理解が深まってきている様子が見られる。

11　市教委及び O 中学校の遺族への対応においては、適切な情報提供をしなかったり、1 年近く基本調査報告書の作成が遅れたりするなど、遺族の心情に配慮した対応が行われてこなかった。

12　市教委は、O 中学校在籍生徒への心理面のケアとして緊急対応相談員（臨床心理士）を派遣しているが、その業務については、緊急対応相談員が中学校教員に報告したのみで、活動状況の記録もなかった。また緊急対応相談員から中学校教員には情報が伝えられたが、スクールカウンセラーには引き継がれていなかった。人員の確保や派遣方法、情報共有など改善すべき点がある。

13　O 中学校は、在籍生徒の心理面のケアに取り組んではいたものの、十分なフォローが行われていたとは言えない。本事案直後に行った生徒へのアンケートの記載内容や教員による面談から、どのようにカウンセリング対象となる生徒を絞り込んだか、そのプロセスは不透明で、実際にはごく少数の生徒しかカウンセリングを受けていなかった。本委員会の調査でも、その理由を明らかにできなかった。

14　令和元年（2019 年）7 月、遺族が、A さんの自殺に関して生徒たちの話を聞くなどの調査をしてほしいと O 中学校長に希望したが、校長は在校生徒の動揺を懸念して対応しなかった。遺族の気持ちに応えるためにも、また「背景調査の指針」に照らしても、アンケート等の実施を積極的に検討すべきだった。

第８　再発防止のための提言

これまで述べてきた本事案の背景要因及び事後対応上の課題を踏まえ、本委員会は以下のとおり再発防止策の提言を行う。

調査報告及び再発防止策の提言は、「背景調査の指針」の求めるところであるが、近年、再発防止策の提言をごく表層的に受けとめ、矮小化し、実効性の乏しいマニュアルの策定や、形ばかりの研修を行って終了とするケースが散見される。

関係者においては、我が子を失った遺族にとって調査報告書は子どもの命と引き換えに手にするものであることを認識すべきである。その上で、調査報告書の内容を十分に理解し、それぞれの立場で再発防止策の提言に基づいた施策の検討･実施に真摯に取り組まなくてはならない。

1　学校及び市教委は、児童生徒が安心して学び成長する環境を整備すること

F教諭の言動が影響したと思われる児童の心身の不調や不登校などの行動の変化、他の教職員の心身の不調が複数起きているにもかかわらず、D小学校は実効性ある対応を行わなかった。これは、管理職が管理監督責任を果たしていないと言われても仕方のない対応であり、これに対し市教委が適切な指導監督を行わなかったことと合わせ、決して繰り返してはならないものである。

したがって本委員会は、管理職が教職員の不適切な言動を管理監督することと、それが不十分であった場合の補完策として以下の提言を行う。

(1)　学校は、教職員による児童生徒に対する体罰や暴言等の不適切な言動を防止すること

ア　市教委は、学校とともに、教職員による児童生徒に対する体罰や暴言等の不適切な言動を未然に防止するための施策を検討しその実行を支援すること。

イ　万一、不適切な言動があった場合には、管理職の責任において、これを行った教員を十分に指導し、再発の防止を徹底すること。

ウ　管理職による指導にもかかわらず、児童生徒に対する不適切な言動

を繰り返す教職員がいた場合には、管理職は速やかに市教委に報告し、対策を協議・実施すること。

エ　教職員による児童生徒に対する不適切な言動に関する相談や情報が、児童生徒･保護者等から、相談票等で学校に寄せられた場合、管理職はその責任において速やかに調査を行い、市教委「学校問題対応チーム」に報告すること。

(2)　市教委は、上記対応を学校が十分に行えるよう、積極的に支援すること

ア　児童生徒に対する体罰、暴言、不適切な指導を行った教員について、当該教員への適切な指導監督が継続できるように、例えば5年間など期間を限ってでも、その情報を少なくとも校長間では引き継ぐ制度を検討すること。

イ　市教委は、体罰や暴言を含む児童生徒への不適切な言動を複数回繰り返し、その言動が指導によっても改善の見込みのない教職員に対しては、児童生徒とのかかわりのない職に配置する等の緊急対応の条件整備を行い、これを実施することで児童生徒の安全を確保すること。

２　学校および市教委は、児童生徒の言動をより深く理解できるよう研修等を行うこと

Aさんのノートに「死」などと書かれていた事実について教員から報告を受けた校長は、その教員がAさんに書いた理由を尋ねたところ、軽いふざけた感じで「ストレス解消」と答えたと報告を受けた旨を述べている。そして、Aさんへの対応としては卒業まで教頭が見守ることとし、この事実を保護者に伝えなかった。Aさんはパソコンクラブに所属していた小学5年生の時に、クラブで「死ね」「殺す」などと友人とともにパソコンに書いており、その理由を、暇だったから、面白かったからと述べていたことがあった。そのため、校長はこの事実をそれほど重大とは考えなかったようである。

しかし、思春期の子どもが「死」などという言葉をノートに記したので

あるから、その行為の背景にどのような感情・思考があるのか、その子どもがどのような状況に置かれているのかという視点から、Aさんの行為の意味するところを捉えるべきであった。

児童生徒の一見問題のように見える言動の背景には、その子どもの抱える「困り感」が存在する場合が少なからずある。このため、言動の表面だけを捉えていると子ども理解は極めて表層的なものにとどまり、対応を誤る可能性もあり得る。一方で、子どもの行動の背景にある「困り感」に目を向けることができれば、より深い子ども理解につながり、適切な支援へ結びつけることができる。

(1)　したがって、学校および市教委は、子どもの「問題行動」は「困り感」の表出であるとの理解のもと、一人一人の教職員が、児童生徒の言動をより深く理解できるよう研修等を行うことが求められる。

ア　いわゆる「問題行動」をはじめとする児童生徒のさまざまな言動の背景には、精神疾患やメンタルヘルスの問題など精神的な要因が関与していることが多いとされている。本事案のように表面上の変化が見えにくい場合でも、抑うつ状態が相当程度高まっていることも稀ではない。

本事案の場合は、思春期の子どもが「死」などという言葉をノートに記したのであるから、子どもの精神状態が何らかの困難を抱えている、場合によっては危機に直面しているとの可能性を踏まえ、養護教諭やスクールカウンセラーなどとの意見交換を行うなど、より慎重な対応が求められた。

イ　一方で、子どもの精神状態をアセスメントすることは、難しい作業であり、子どもの精神状態について専門的な経験や知識を有する者を含めた判断が強く求められる。しかし、管理職及び教職員の多くのメンタルヘルスに関する理解は、一般的な範囲にとどまると思われる。そこで、学校内で専門性を期待される養護教諭はもとより、子どものメンタルヘルスに関する専門的知見を有するメンバーを含めた検討の機会を積極的に持つことが求められる。

ウ　さまざまな社会的な変化を背景として複雑化した児童生徒の「困り感」を適切に理解するためには、「支援」という視点を中核とした「子

ども理解」が欠かせない段階に入っている。

新たな知見･知識･スキルが求められるのは学校教育現場に限られたことではない。獲得してきた知識や経験に固執するのではなく、社会的な変化に応じて新たな知見に基づく児童生徒への関わり方を学ぶ積極的な意識変革が求められる。

このような観点から、「子ども理解」や「生徒指導」のあり方を見つめ直すために、心理学や教育学、生徒指導問題の専門家をはじめとする外部識者による研修等を積極的に活用することを強く推奨する。

3　熊本市体罰等審議会の設置目的等の周知を徹底すること

熊本市は、令和2年（2020年）4月1日、市教委の附属機関として「熊本市体罰等審議会」を設置している。設置の目的は、教職員による体罰や暴言等の認定をするに当たって、より客観性、公平性を担保するためとされている。これは有意義な取り組みと思われるが、残念ながら取り組みが十分に認知されているとは言えない。市教委が令和3年（2021年）4月～5月に実施した「体罰・暴言等に関するアンケート（報告）」によれば、体罰･暴言等による被害を受けた場合に教育委員会や学校に届け出のできる「体罰･暴言等に関する相談票」の存在を知っている保護者が35％にとどまることからも、周知の徹底が求められる。

さらに、同アンケート（報告）によれば、「自分の子どもが体罰・暴言等の被害にあった」と回答しながらも「学校や市教委に相談票を提出しなかった」理由として、「訴えた後のことが心配」、「相談しても無駄だと思った」ことを挙げた保護者は全体の約6割に上る。

(1)　こうした状況を踏まえ、市教委は、児童生徒及びその保護者に対して制度の存在を周知するとともに、制度の利用によって不利益を受けることのない安全な制度であることをアピールすること。

(2)　具体的には、学年や学期のはじめなどの機会に、児童生徒及び保護者に、口頭やリーフレット等によって制度の詳細を説明すること。また、同様の情報を、Webサイト「熊本市体罰等審議会について」ページでも明示し、広く市民が制度を認識できるようにすること。

(3)　さらに、制度の利用が児童生徒やその保護者に不利益をもたらすことがないことの「制度的な保障」についても、安全を担保する仕組みの存在を、丁寧に説明すること。

(4)　相談票を用いた相談が、体罰・暴言等の抑止に効果的であることを児童生徒や保護者に示すためにも、相談に対してどのような対応を行い、「体罰・暴言」を認定した後に、どのような指導及び改善策が行われたかを、児童生徒や保護者、市民が容易に確認できるよう公表する仕組みを設けること。

4　児童生徒の自殺等が起きたときの総合的な対応マニュアルを整備すること

(1)　本委員会の初会合は令和2年（2020年）11月であり、本事案発生から1年半以上を要している。原因のひとつは、本事案が「背景調査の指針」による調査が求められるケースであることを、当該中学校も市教委も、十分には認識していなかったことにある。今後は、多様な事案に対して速やかに必要な対応を行えるよう、改善することが求められる。

(2)　市教委は、令和2年（2020年）1月23日付けで、「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」に関するフローチャートを作成し、同日付で各学校に周知している。これは緊急時に必要な対応をもれなく実行するために効果的な取り組みであると評価できる。これを、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」、「学校事故対応に関する指針」、「いじめ防止対策推進法」及び関連する通知やガイドラインを踏まえ、いじめ、自殺、学校事故の全てに対応した「総合型」にまで拡大し、かつ、より詳細な手順や内容へと深化することが求められる。

ア　具体的には、同チャートは、例えば事案発生直後の遺族への対応として、「遺族の心情に配慮」、「今後の接触を可能とする関係性の構築」、「要望・意見の聴き取り」などの項目を挙げているが、それぞれ具体的に何をするのか、何を避けるべきなのかというレベルまでの落とし込みが必要である。

イ　さらに、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」、「学校事故対応に関する指針」、「いじめ防止対策推進法」及び関連する通知やガイドラインを踏まえ、いじめ、自殺、学校事故の全てに対応した総合型とすることで、事案発生直後の混乱の中でも、それぞれの法や通知が求める正しい初期対応を行えるよう、手順を具体的に示す必要がある。具体的には、基本的な情報収集等の初期対応、被害家族・遺族への対応、原因または背景の調査手順、児童生徒・教職員に対するカウンセリング等に関する手順等を明記した、いわば「事後対応総合マニュアル」の整備が求められる。

(3)　制作したマニュアルは、学校を通じて保護者に周知する他、市のWebサイト等で一般市民にも周知を図ることが求められる。これは、学校事故・事件等に際しての市民の権利を明確にする意味でも重要である。

5　カウンセリング体制の充実と連携を強化すること

(1)　市の緊急対応相談員（臨床心理士）は現在3名であり、場合によっては人員が不足する可能性が残る。臨床心理士会等の専門組織との連携を図りバックアップ体制を整備することが求められる。

(2)　本事案では、緊急対応相談員、スクールカウンセラー、養護教諭、管理職、市教委の連携がとられていなかった。事後対応の評価でも述べたとおり、連携する仕組みが整備されていなければ、児童生徒への支援が十分だったのか確認することもできないし、支援が行き届いていなかった場合の追加の対応も行われないことになる。自殺等の重大な事態が起きた際の連携について検討し、ケアが必要な子どもに十分な支援が行き届くよう仕組みを整備することを求める。

(3)　同じく、事後対応の評価でも述べたことだが、学校にスクールカウンセラーが不在となる空白の期間が、3月末から4月末くらいまで約1か月存在する。変化の大きい時期であることからも、この間の空白を可能な限り短縮するか、フォローアップ体制を整備するなどの改善を求める。

6　市教委職員、管理職、教職員を対象とした研修を実施すること

４で述べた「事後対応総合マニュアル」は、いわゆる事後対応に限定されるものではあるが、学校事故・事件の抑止という観点からは、別の取組が求められる。

それは、教育行政、学校現場に関わる専門職としての基本的な知識の強化であり、学校事故・事件を被害側の立場から見つめ直すことによる学校や教育行政の予見・予防能力の強化である。児童生徒自身が、自らの権利について学ぶことも、学校事故・事件の抑止に効果的である。

したがって、本委員会は以下のテーマについての研修等を、継続的に実施することを提案する。

(1)　「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」「学校事故対応に関する指針」「いじめ防止対策推進法」「生徒指導提要」をはじめ、関連する通知やガイドラインに関する研修

目的：「事後対応総合マニュアル」の作成と有効活用のため

(2)　自殺予防に関する専門家による研修

目的：子どもの精神状態の理解、自殺予防の具体策を学ぶため

(3)　児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に関する研修

目的：児童生徒、教職員双方が子どもの権利条約を学ぶため

(4)　学校事故・事件の被害当事者、家族・遺族を講師とした研修

目的：被害当事者、家族・遺族が何を求めているのかを知り効果的な制度を策定するため

(5)　暴力、暴言、体罰その他不適切な指導をなくすための研修

目的：暴力や暴言等が児童生徒に長年にわたって大きな影響を与えることを学び行動変容を促すため

7　本報告書をWebサイト等で公開し活用すること

調査報告書は、我が子を失った保護者が、子どもの命と引き換えに手にする大切なものである。もちろん報告書は、命の重さと比べるべきもので

はないが、これがどのように扱われるかは、遺族にとっては極めて重大な問題である。

(1)　報告書の開示方法・開示の範囲・期間等は保護者の納得を得られるものでなくてはならない。本委員会が確認したところ、遺族は「報告書は子どもの命と引き換えにして得たものであり、慰霊碑と同じ意味合いのものである」、「同じ過ちを繰り返さないためには、公開して多くの方と情報を共有することが大切」とした上で、永年公開されることを望んでいることから、熊本市においてもその思いを最大限尊重し対応されたい。

(2)　この報告書に記された事実は、Aさんという一人の人間の記録でもある。Aさんは、教訓となるために生まれてきたわけでないが、せめて我々は、Aさんの生と死を正面から受けとめ、子どもの命を守るために一人一人が何をするべきなのか、何をするべきでないのかを真剣に考えなければならない。そしてこの学びを、次の命のためにどう活かすかは残された私たちの課題である。

Aさんが生まれ、生き、そして追いつめられて自らの命を絶ったという事実を記憶に刻み、全ての児童生徒が熊本市教育大綱の基本理念にあるとおり「自ら考え主体的に行動できる人」として大切にされる環境をつくるために、学校現場での教職員研修などに積極的に活用されたい。

8　提言実施計画の立案と実施状況の確認・評価の仕組みを整備すること

本章における再発防止のための各提言を、実効性あるレベルで着実に実行するため、具体的な年次計画を作成し、その進捗状況を定期的に確認・公表する仕組みの構築を求める。

再発防止策提言の冒頭で述べたとおり、再発防止策の提言をごく表層的に受けとめ、実効性の乏しい対策にとどめるケースが散見される。これは、「背景調査の指針」が「4 (9) 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用」において「調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である」としていることからも適切な対応とは言えない。さらに、実効的な再発防止策の実施は、遺族にとっては我が子の命と引き換えに手にするものであることを踏まえれば真摯に対応することが求められる。

年次計画の策定と進捗状況の確認･公表の仕組みに関しては、兵庫県加古川市での先行事例がある。これを参考に実効性ある再発防止策を計画・実行し、さらに再発防止策の効果を定期的に検証して、より実効性を高めていくことを強く望む。

【添付資料１】

熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会運営要綱

制定　令和　２年　９月１０日　市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第２条の規定に基づき、熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、熊本市で発生した子どもの死亡事案について、中立公正な立場で独立して、次に掲げる事項について調査検討する。

(1)　子どもの死亡事案に関し、経緯を調査するとともに、事実関係の確認のみならず、死亡に至る過程や心理等を専門的な見地から調査すること。

(2)　子どもの死亡事案の再発防止のため、今後行うべき施策を検討すること。

(3)　その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、前条の調査検討する事項に関し必要な知識経験を有するものであって、次に掲げる者のうちから、遺族の意向を十分に聴取した上で、市長が委嘱する。

(1)　弁護士

(2)　児童福祉又は教育に関し学識経験を有する者

(3)　医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者

(4)　心理に関し学識経験を有する者

(5)　その他市長が必要と認める者

３　委員会に、特別の事項を調査検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

４　委員及び臨時委員は、調査対象となる当該死亡事案の関係者と特別の利害関係を有しない者とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理するものとする。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第５条 委員の任期は２年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の公開）

第７条　会議は、非公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第７条各号に該当する事項以外を検討する場合等、委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を公開することができる。

２　会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は傍聴者を会場から退去させるものとする。

（規約の策定）

第８条　委員会は、市長の諮問に応じて第２条に規定する調査検討を行うに当たり、当該調査検討に関する規約を定めるものとする。この場合において、遺族等の意見を聴くことができる。

（意見の聴取等）

第９条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（調査記録員）

第 10 条　市長は、委員会の所掌事務を遂行するために専門の事項を調査する必要があるときは、委員の意向を十分に聴取した上で、調査記録員を置くことができる。この場合、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

２　調査記録員は、調査対象となる当該死亡事案の関係者と特別の利害関係を有しない者とする。

（調査検討結果の報告）

第 11 条　第２条の規定による調査検討をしたときは、委員会は、その結果について報告書を作成し、会議の議決を経て、市長へ提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により提出を受けたときは、遺族及び教育委員会等に対して報告する。

３　委員、臨時委員、調査記録員等は、第１項の規定により提出した報告書に関して、責めを負わないものとする。

（公表）

第 12 条　委員会は、市長に対し、第 11 条の規定により提出された報告書について、遺族等の個人情報保護等に十分配慮し、公表するよう求めることができる。

２　市長は、前項の求めがあったときは、関係法令に基づき、公表するものとする。

（再発防止）

第 13 条　委員会は、市長に対し、第 11 条の規定により提出された報告書に基づき、速やかに教育委員会等が再発防止に資する必要な措置を講じるよう要請することを求めることができる。

２　市長は、前項の求めがあったときは、教育委員会等に対し、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

３　委員会は、前項の規定による要請を受けて教育委員会等が策定した再発防止策について検証することができる。

（資料の管理）

第 14 条　委員会は、第２条に規定する所掌事務を遂行する上で職務上作成、収集した文書等の資料について、公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号）及び熊本市文書に関する訓令（平成７年訓令第５号）等の関係法令に基づき、適正に管理するものとする。

（守秘義務）

第 15 条　委員、臨時委員、調査記録員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第 16 条　委員会の庶務は、健康福祉局子ども未来部子ども政策課において行う。

（その他）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

【添付資料２】

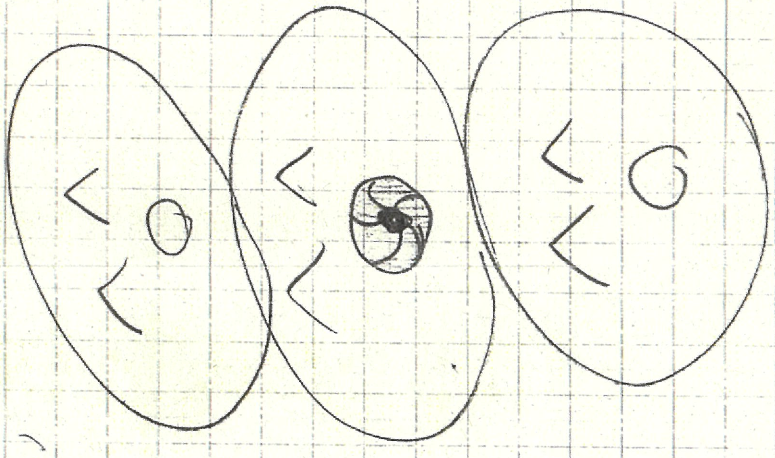

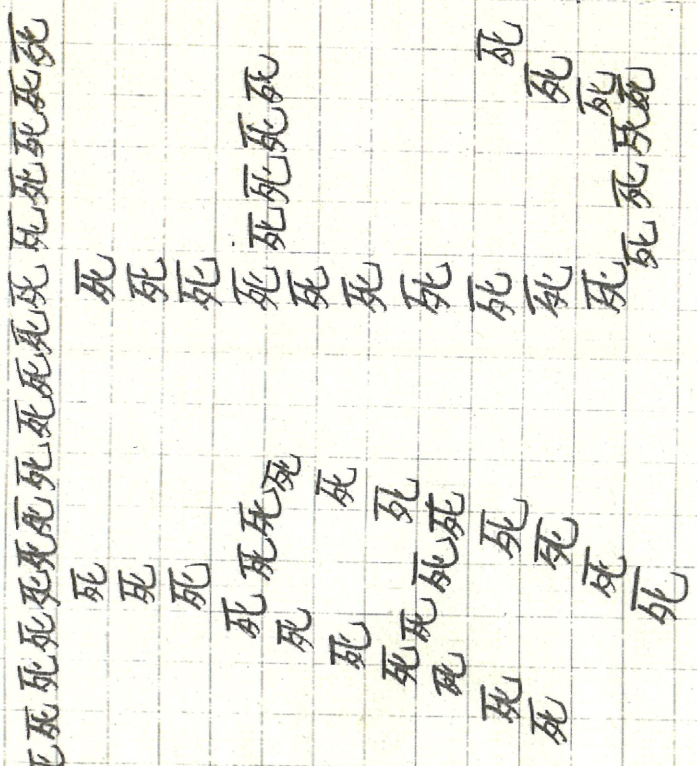

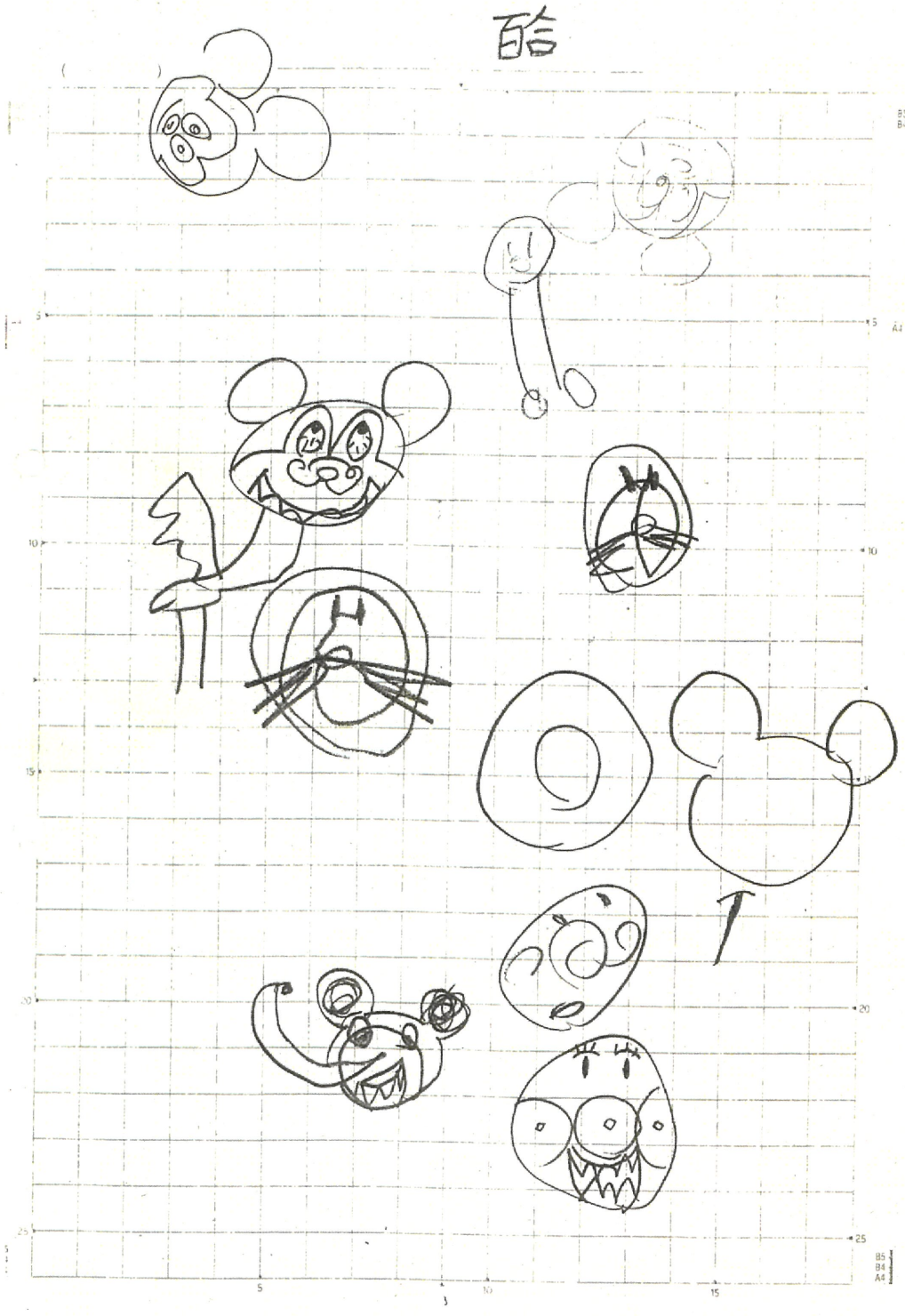

【添付資料２】

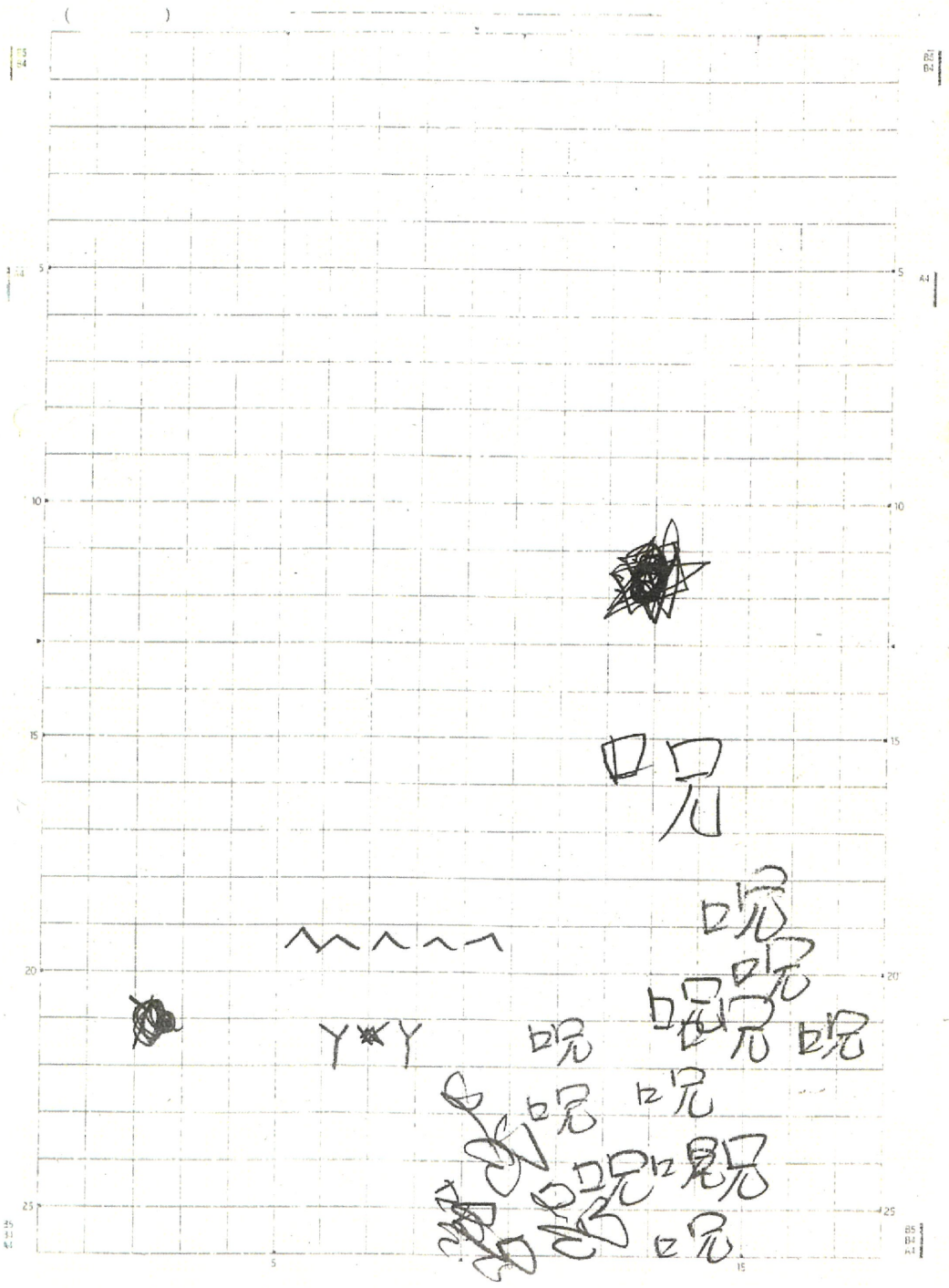

【添付資料２】

【添付資料３】

毎日の記録

月　第　　週

月日	時	教科	宿題・準備物	メモ	今日のできごと
4月15日(月)	1	国語	教科書、じしょ、基その学習	けんにょう ぜっかん	1～4時間目に、自分の自己紹介と先生方の自己紹介をされました。これから迷わくをかけないようがんばりたいです。 怒られないようにではなく、誉められるようにしたいね！
	2	数学	〃、ノート基本カード数友		
	3	音	教科書		
	4	英	教科書		
	5	学			
	6	〃			
4月16日(火)	1	社	地理のきょうかしょ ちずちょう ノート	体育服(夏)ゼッケンつき シューズ(はきかえ)	明日初めての社会なので楽しみです。しっかりついていけるよう努力したいです。社会は好きな方です。
	2	英	英語のきほんがくしゅう一こたえ くまもとWRITING きょうかしょ		
	3	美	しりょうしゅう 25～48のえんぴつ きょうかしょ		
	4	体育大会			
	5	スローガン	オリエンテーション		
	6				
4月17日(水)	1	数	4点セット 一のやつ		今日、数学がありました。マイナスのついている言葉で自分達の①班では、2番目くらい言葉をホワイトボードに書けたのでよかったです。 みんなでがんばると、心に残るね！ 「みんなで」を大切に毎日を過ごしていこう
	2	理	くばられたもの全部		
	3	体			
	4	社	地理セット		
	5	国	としょカード		
	6				
4月18日(木)	1	家	教科書		今日、理科がありました。ルーペというやつでタンポポをかんさつして楽しかったです。
	2	〃	ノート		
	3	道	〃		
	4	理科	全部ノートも		
	5	国	月ようのと同じノート		
	6	数	四点		
4月19日(金)	1	保体	体育服ひっきようぐ		
	2	社	ちりセット		
	3	英	アルファベットのやつ		
	4	保体			
	5	数	セット		
	6				

月　日(土)	月　日(日)

道徳ワークシート (4) 月 (18) 日 (木)	初めての道徳	[redacted] 番　名前 ([redacted])

テーマ	なぜ道徳を学ぶのか？

1.

ブランコのりとピエロ

2.

礼儀・文化・など自分に足りない部分を学ぶ

3.

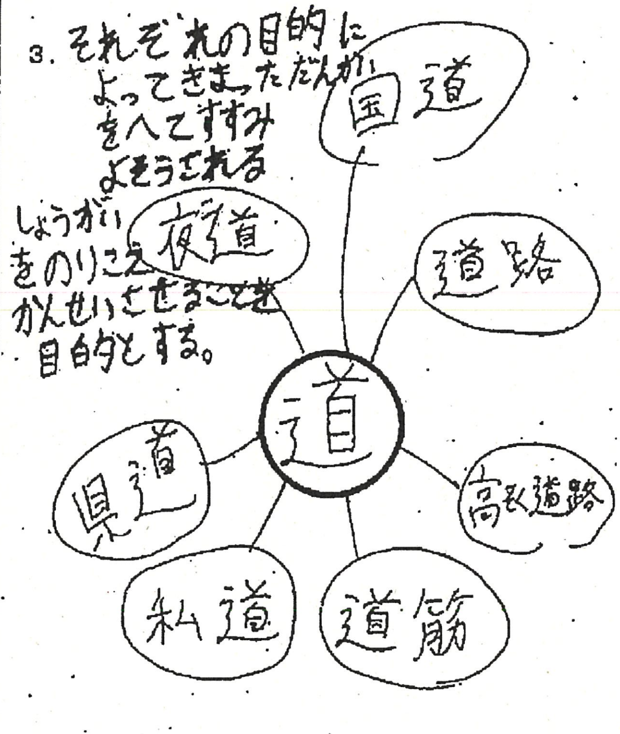

4. 徳とは、心がれい儀でどりょくしないでもすべてのおこないが人のてほんとなること。

徳

5. 今日の授業で学んだこと、考えたこと、これからの道徳の授業への意気込みなど。

人が困っている場面などですぐ人を助けられるような人になりたいです。「道標」のように、してもらった事を相手にしてあげる事ができるようにしたいです。

とっても大切なことですね。先生もこの言葉を忘れません。

先生も迷いながら毎日を過ごしてます。「本当にこれでいいんだろうか…？」と。

でも、その迷いが生徒に伝わりすぎると、生徒も迷います。だから迷っていないようにして、しっかり迷いながら、少しでも生徒の力になれる教師になっていきます。先生の授業を受けてくれて、しっかり考えてくれて、そして出会ってくれてありがとう

【添付資料５】

心とからだの健康観察

（　　）年（　　）組（　　）号　名前（　　）

普段の生活と比べて、「心とからだ」の状態はどうですか。あてはまる項目に○をつけてください。記入したら、先生に直接提出してください。

○土・日は眠ることができましたか。　　眠れなかった　　少し眠れなかった　　眠れた

番号	内　　容	ない	少しある	かなりある	非常にある
1	食欲はありますか				
2	吐き気はありますか				
3	おなかが痛いことが続いたり、下痢をくり返したりする				
4	頭やお腹が痛かったり、からだの調子が悪い				
5	運動以外で、心臓がドキドキする、胸が痛いことがある				
6	なんとなくからだがだるい				
7	ぼーっとしてやる気がおこらない、集中できない				
8	一人になるのが不安である				
9	涙があふれてくる				

○だれかに相談したい、だれかに話を聞いて欲しい人がいる場合は○で囲ってください。

担任の先生　　学年部の先生　　保健室の先生　　スクールカウンセラー　　保護者　　友達

○上の表以外に心やからだのことで伝えたいことがあれば書いてください。

≪主要参考資料≫

1　遺族提供資料

2　熊本市・市教委提供資料

・ 子ども政策課、教育政策課、教職員課、総合支援課、専任 PT

3　聴き取り調査対象者提供資料

4　文部科学省資料

・ 子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き
・ 児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について（通知）
・ 子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）
・ 教師が知っておきたい子供の自殺予防
・ 子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）
・ 生徒指導提要改訂（案）
・ 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成 25 年 3 月 13 日付け通知）及び学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例（同通知別紙）

5　書籍等

・ ＜叱る依存＞がとまらない．村中直人．紀伊國屋書店
・ 教室マルトリートメント．川上康則．東洋館出版社
・ 先生はぼくらを守らない－川西市立中学校熱中症死亡事件－．宮脇勝哉・宮脇啓子．エピック
・ 子どもの脳を傷つける親たち．友田明美．NHK 出版
・ 死に急ぐ子供たち―小児の自殺の臨床精神医学的研究．フェファー．　中央洋書出版部
・ 自殺の対人関係理論－予防・治要の実践マニュアル．ジョイナー．日本評論社
・ 子どもの自殺の社会学．伊藤茂樹．青土社
・ 学校現場から発信する子どもの自殺予防ガイドブック．阪中順子．金剛出版
・ 指導死．大貫隆志．高文研
・ 新しい学校事故・事件学．住友剛．子どもの風出版社
・ いじめ・自殺―被害・加害・社会の視点．増田健太郎編．臨床心理学第 96 号．金剛出版
・ 対人関係理論に基づく自殺のリスク評価．松長麻美ほか．精神科治療学第 30 巻．P333．星和書店
・ 最高裁判所判例解説 民事篇 平成 21 年度（上）〔18〕. P408．法曹会
・ 「体罰」をめぐる法的解釈の変遷とその時限．石堂典秀．社会科学研究第 35 巻第 1・2 号合併号．P145．中京大学社会科学研究所